

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設(1-48)、MOX施設(1-48)）」

2. 日時：令和3年8月4日（水） 13時30分～16時05分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、武田安全審査専門職、森野安全審査専門職

日本原燃(株) 村野 理事 再処理事業部副事業部長 他19名

東京電力ホールディングス(株) サイクル技術グループ
グループマネージャー

関西電力(株) 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループリーダー

四国電力(株) 原子力部 燃料技術グループ 担当

北陸電力(株) 原子力部 原子燃料技術チーム 主任

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和3年7月14日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年7月19日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の武田です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始いたします。本日のヒアリングは例は 2 年 12 月に申請があった設工認申請について、
0:00:15	7 月 14、14 日、
0:00:18	19 日に提出があった補足説明資料をもとに、事実確認を行うものになります。
0:00:25	本日の規制庁側からの出席者ですが、まず本庁側がハバサキタケダ
0:00:33	そしてWEBからの参加がツガネキシノ、モリノ以上になります。
0:00:40	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と、本日のヒアリングの達成目標と説明範囲について説明をお願いします。
0:00:54	はい、日本原燃の藤野です。本日ですが、地震の 00 関係の資料説明させていただきます。別紙 4-126、4-7、こういったものを中心に説明する予定になっています。規律の参加者ですが、
0:01:10	最初のほうからですね、ムラノナガサワをタカハシフジノMOXからタカマツ、タニグチイトウ、ヤマダイシハラ
0:01:20	それから、耐震関係で、
0:01:24	サーバをキクチ、ヨシダスケカワ、あと電力さんからスクーリングサポートとして関西電力さんに参加します。
0:01:33	それから土建関係でムラカミヤモト、トガシウラバヤシ、オガセスガワラ
0:01:40	もうこれからですねユーティリティー関係例体目時しばし以上が原案の 3 参加者にあります。
0:01:48	それでは資料の説明のほうに入らせていただきたいと思います。
0:01:54	はい。
0:01:55	日本原燃キクチ熱を本日の対象資料としまして、地震 0001、R3、
0:02:01	電話は 3 年 7 月 19 提出しております。
0:02:06	資料の機能別紙の 4-1-4-2、4 号、
0:02:12	ton-2、4-64-7 が対象となりますので、本日 7 月 19 に提出した状態で 1 回確認をさせていただいておりますので、内中身のほうとして現状のオオオカ線の引き方のルールですとか重大事故の。
0:02:30	次回で示すっていう部分の書き方についてちょっと申し訳ないんですけども追いついてない状態となっておりますので、こちらは本日のヒアリングの結果を受けて修正したもので来週 10 日ですね、に再提出を予定しております。
0:02:47	こちらから六つ目としては以上になります。よろしく申し上げます。
0:02:55	はい、規制庁の武田です。はい、ありがとうございます。では別紙 4-1 から (2)に入っていきたいと思います。

0:03:04	別紙 4-1 につきまして、当県の方から補足で説明する内容はございますでしょうか。
0:03:15	日本原燃キクチうつの一部ですね、右下 97 ページのところですけども、
0:03:22	こちら、荷重の種類ってところを記載してる孔になっておりますのでここで等建物構築物、(1)のところですね。
0:03:32	所持つ以降に洞道地震力と積雪荷重及び風荷重と記載しているところで、(2)の機器配管系においても地震力という記載を追記する必要がありますのでその記載については、先ほど申しました通り、
0:03:51	8 月 10 日の提出には修正して提出をさせていただきます。以上になります。
0:04:00	規制庁の武田です。はい。受振旅行が確か抜けているのというところは気になっておりましたので、今後追記されるということで理解しました。
0:04:10	それでは規制庁側からリリース確認に入りたいと思います。
0:04:17	規制庁の武田です。私の方から順番に説明していく、確認していきたいと思います。
0:04:25	まず、通しページの 75 ページ。
0:04:30	なります。
0:04:31	はい。
0:04:33	このですね第 3 段、3 段落目ですね。
0:04:38	また以降の記載なんですけれど。
0:04:45	これは対象条文の耐震性については次回申請以降における、添付資料の添付資料 4 の
0:04:54	46 から 6-別添に示すと。せず、説明するというふうな記載になっているかと思うんですけども、
0:05:03	これにつきましては、
0:05:05	機器耐震の評価に限って別添に加えるということでしょうか。
0:05:13	基本方針の基本方針を含めて別添に入ってくるということになるのでしょうか。
0:05:21	日本原燃菊地でございますと先行炉さんの参考に作成しておりますので、別添の中で、その耐震性に関しての方針ですね。
0:05:32	あとは耐震性の確認結果ってところをちょっと添付することになります。以上です。
0:05:49	規制庁のタケダですね、起こりました。それでは節例えば火災防護設備、化学薬品の漏えいの設備とかそういった設備の耐震性に限っては別添のほうにということですね。
0:06:04	日本原燃九州ですおっしゃる通り耐えます。
0:06:08	規制庁の武田です。はい、わかりました。

0:06:11	それでは次に数がページが 80 ページ目になります。
0:06:30	ここのですね、(6)の 2 段落目、
0:06:37	この中でどうどの記載があると思うんですけれど、これが耐震建物 2 種の 15 ページの
0:06:45	今一番最新のやつの記載とずれているんじゃないかなというふうに思っております、
0:06:52	例えばせん断力、
0:06:55	許容限界という言葉を使うのが正しいんじゃないかなというふうに思っているんですけれど、
0:07:03	耐震建物 20 ではそのように反映してもらっているかと思うんですけれど。
0:07:08	こちらについてはその範囲がまだという理解でよろしいでしょうか。年目の日本とですね、すみません、大変耐震建物 20 記載ぶり等をちょっと合わせた形で記載も直させていただきます。
0:07:28	規制庁の武田です。わかりました。では今後反映されるということで承知しました。
0:07:35	はい。続きまして、ページ 84 をお願いします。
0:07:57	規制庁の武田です。この中で、実用炉版の下から二つ目の各種合成構造設計指針同解説について再処理側では記載がないと思うんですけれど。
0:08:13	これが 470 ページ目についてはですねこの指針に基づいて設計するという記載があるんですけれど、これどっちが正しいんでしょうか。
0:08:41	日本原燃キクチ施設等をこちらの記載はですね、今、
0:08:47	経費設工認のほうで実習適用実績があるかないかっていうところで記載をしておりましたので、
0:08:58	それと、
0:09:01	すみません。
0:09:08	そうですね、ちょっとすみません、正しくはイトウ 470 ページのほうで記載している情報が正しいので、こちらのほうの記載のほうを追記することにします。以上です。
0:09:23	はい、規制庁の武田です。わかりました。この指針はやっぱり使っているということで理解しました。
0:09:29	こういった単純ミスですね多分ほかもあるかと思しますので、一通り見直しまして 7 ページごとで相違があつたりとかなないように確認の方はお願いしますね原燃キクチです。承知しました。
0:09:55	規制庁の武田です。続きまして別紙ページが 85 ページお願いします。
0:10:05	この一番下のまた書きのところなんですが、

0:10:10	再処理において実用炉の規格をどこまで当てはめようとしているのかという確認なんですけれど。
0:10:17	最初に独自の数名もあると思うんですけれど、その扱ってというのはどうしておられるでしょうか。
0:10:37	日本原燃キクチですと、
0:10:42	最初に規格がありますけれども、どう
0:10:48	最初に規格自体をそのまま適用してるっていうものではございませんで、再処理の再処理特有の材料なども
0:11:00	規格値。
0:11:02	につきましては、当期認可の第2回設工認のほうで、
0:11:07	申請してますするこの材料物性等を用いて耐震のほうでは、
0:11:13	評価のほうを行っております。
0:11:17	以上です。
0:11:25	規制庁の武田です。時認可で用いているということは、
0:11:31	今回の申請では
0:11:36	これを使われているということになるんですか。
0:11:47	日本原燃さんはですねちょっと今のところを補足しますと当期認可の第2回申請ってところで耐圧強度っていうところになってきます。そこで材料の物性値っていうところの再処理策ってのがRRがつくものとかですね。
0:12:03	を設定しているということになってきまして、耐震案は、今回、評価においては、その設計条件で地震の入れ替えということになってきますので、その評価条件というのは第2回設工認の中から持ってきて使うということで消火をします。
0:12:19	そうなったときに、第2回の進むと多発側の説明はどうなんだっていうところについては、ちょっと少々お待ちください。
0:12:31	規制庁の武田です。これじゃあ今後、整理はされてその上で、再処理側のJSMEのほうの参考。
0:12:41	企画として記載するかどうか検討するというそういう流理解いていただいでよろしいですか。
0:12:47	日本原燃サガワです。その通りでございます。
0:12:52	規制庁の武田です。わかりました。では整理の方をお願いいたします。
0:12:58	はい、了解いたしました。
0:13:00	すみません、規制庁のモリノです。ちょっと今の話よふうわかんなかったんで確認させていただきたいんですけど。

0:13:08	既認可の中二階のときに使ってたJASMINEの再処理の部分があって、今回のええとですね再々可能性や、その地域性基準のやつを第1回目のやつで、
0:13:24	ここで何かやりとりして書いてない理由っていうのが今回、今回の1はいいの。
0:13:33	申請の対象の施設設備では使っていないから、今回は書いていないっていうことです。
0:13:40	いかがですか。そういうことではちょっとございませんので、もう少し丁寧に補足させてください。第1回の申請で使ってる使っていないではなくて全体像示しなさいということですので、第1回で使用すべき部材と核は示し示しますというところになっております。
0:13:57	冒頭の質問にありました再処理規格JSMEっていうところなんですけども、そこについては、この本当再稼働というか、今回のヒアリングの前の段階ですよ。そこでエンドースされてるされてないっていう話があったのは理解しておりましたので、
0:14:14	今回の耐震における評価で何を使うかっていうところになりますと、今後開発の中で示していきます。既認可から地質地質聞きしていた最初に部材ということを示していくことになると思ってございますので、
0:14:29	次回でその再処理の部材を使って評価するものについてはその耐圧でお示したものを使用するというで考えてるっていうのが正しい言い方になります。以上です。
0:14:43	規制庁モリノです考えていることは、
0:14:46	わかりました。
0:14:49	オオオカ
0:14:51	それはもう
0:14:54	おっしゃった内容ですとの別紙4-1の適用規格のところには入っていくと、結局、今回の申請で入ってくるんですか。
0:15:06	エコナック、
0:15:12	いや、日本原燃さんがですね、総代会申請で示す数耐圧強度計算書の中の材料っていうのを規格と呼ぶか呼ばないかっていうところになってくると思ってまして、そこについては先ほどちょっと大切側っていう話したので、そういうことですね。わかりました。はい。慶弔行為ですわかりました。
0:15:33	はい。
0:15:39	規制庁の武田です。それでは続けさせていただきます。
0:15:44	続きまして104ページ、お願いします。

0:15:58	ここですね備考の記載が所なんですけれど、事故時の荷重の組み合わせが不要なことについては、許可の中では具体的に確認はしておりません。
0:16:12	設工認の段階でこういった事象に対してといったインターロックがあるから問題ないというような補足説明が必要かと思っているんですけど、ここはどのようにお考えでしょうか。
0:16:34	日本原燃キクチすると、許可の断面ですとかを整理し今日も補足説明資料っていう形のところで長時間作用する荷重はありませんというところはお示しはさせていただきますでしょうか。
0:16:50	そこの理由として今回具体的にちょっとこちらのほうには記載をさせていただいたものになっておりましたので、
0:16:59	と
0:17:01	長時間作用するものがないということの説明に関しましては、ちょっと社内で別途検討させていただいてお示しをさせていただくことを考えさせていただきます。
0:17:17	規制庁の武田です。残ります。今申しました内容についてこういった
0:17:24	説明をされるかはちょっと検討いただいて、また回答をお願いいたします。
0:17:35	規制庁の武田です。それでは続き経営ますA119 ページをお願いいたします。
0:17:49	この中段部分ですね、実用炉のほうでは、
0:17:55	車両型間接支持構造物というものに記載があるんですけど、これはこういった設備を指しているのでしょうか。そして再処理のほうではこれに類似したものがないのかということの説明いただければでしょうか。
0:18:11	日本原燃キクチケース、こちらはどうか先行炉のほうでは、電源車のような車両型のをですね、発電機買ったものを指しておりまして、再処理においても同様なものはございますけども導体海進性っていうところで、
0:18:29	きますと、重大事故の記載はまあちゃんと安全機能を有する施設の設計基準に関する記載のみとしますので、次回以降そのせ、当該設備が申請されるときに、こちらのほうに記載することになります。以上です。
0:18:53	規制庁の武田です。わかりました。そういったものがあるということは理解しました。逃走例は差分と
0:19:03	対応表の中で差分として、この備考のところに記載いただければと思いますがよろしいでしょうか。よろしいですか。日本原燃キクチですね、今重大事故に関しての記載の際の部分っていうところに関しましてちょっと作業が追いついてなくて申し訳ございませんけども、

0:19:23	次回以降お出しする際には重大事項の記載で差異がある部分についても下線を引いた上で備考のほうに、次回申請でして、施設側の比較を示すということで記載をさせていただきます。以上です。
0:19:42	規制庁の武田です。わかりました、対応の方をお願いいたします。
0:19:50	続きまして 120 ページをお願いいたします。
0:20:00	この再処理施設の(7)の冷却機能の維持のところ、
0:20:07	備考について記載があるんですけど、動的機能による機能維持と異なる冷却機能とあるんですけど、冷却機能に幾つか種類があることを指しているのでしょうか。
0:20:22	と記載の内容がわからないので説明をいただけるでしょうか。日本原燃間く整数冷却機能としまして安全冷却水系というものがあましてこちらは冷却塔から内部ループ。
0:20:37	安全冷却水を供給するとファンですねハンガリーポンプなりってところの動的機能を用いて、
0:20:45	冷却しているものになってまして、こちらに記載させていただいてるのが越流量を崩壊熱の熱量での
0:20:55	冷却空気を流すようになってますのでこちらのほうに特記させていただいたという形になっております。
0:21:14	はい。規制庁の武田です。ちょっと基金網羅したところあるんですけど、これについては崩壊にその状況に用いる冷却器ということで、他がどういったものがあるんでしたっけ。
0:21:32	日本原燃間く注水基本的に冷却機能としましては崩壊熱状況。
0:21:38	に対しての冷却機能になります。
0:21:42	できるんですか。
0:21:45	で動的機能としましては、安全冷却水冷却塔だったり、あとは各建屋内にあります安全冷却水系のポンプが該当します。
0:22:40	規制庁の武田です。
0:22:44	ここへさしているのはファンとかポンプとかそういったものということですか。
0:22:53	日本原燃キクチスを 120 ページの(7)で当時お示しさせていただいてますが、そのガラス固化体に対しての
0:23:05	冷却機能物資で通風力で
0:23:09	冷却空気を送るところで動的が冷却水の状況とはまた異なるものを指しているものを記載させていただいております。
0:23:26	規制庁のタケダですか。わかりました、動的なものとは別のものということですね。

0:23:31	はい、わかりました。理解しましてありがとうございます。
0:23:39	規制庁の武田です。
0:23:43	同じページなんですけれど。
0:23:46	(8)早く20ページの(8)。
0:23:51	ここでその他の機能維持として、様々な機能がここで人広告にされているかと思えます。安全冷却水及び冷却水の漏えい防止、閉じ込め機能とか、まあそういった感じでこられているんですけど、(7)までの機能と、
0:24:09	何が違うんでしょうか。ちょっと抵当の差をつけた考え方っていうのを説明いただけるでしょうか。
0:24:16	はい。
0:24:17	日本原燃キクチですと、ここで、
0:24:20	記載を分けた理由としましては、まず、
0:24:25	そうでしょうか。
0:24:27	許可の段階ですね、想像検討。
0:24:31	構造共同基準地震動Ssで構造強度、
0:24:36	確保する活動という宣言をしているものに対しては、こちらのほうにひとくりにさせていただいたという形になってます。
0:24:53	規制庁の達成度でずっとSSの強度確保だけでいいやつが(8)にまとめられているということですか。
0:25:04	日本原燃キクチいつ帰れるおっしゃる通りです。ですのでその機能別にそれぞれ記載するのか。
0:25:12	今、クマガイ、
0:25:13	(7)物置結局上段に書いてますけども、構造強度を確保する設計とするっていう考えを述べさせてもらってますので、それぞれの機能で書くか、またはそのその7と8を、
0:25:29	統合統合して、
0:25:31	中で少し具体化して書かかっていうところについては、
0:25:35	対応は可能です。
0:25:42	規制庁の武田です。そうでありましたら記載のルールに統一がとれてればそれでいいと思いますので、
0:25:53	もう個別で具体的に書いていくのか、
0:25:58	これに物が心なそれでいいと思うんですけども、何かしらルールに沿って記載するんであればそういったそのように対応していただければよろしいかと思えますので、検討目立った思いますし、日本原燃地区注水検討させていただきます。

0:26:20	規制庁の武田です。それでは続けます。
0:26:24	次が 124 ページ、お願いします。
0:26:39	一番下にあるですね、冷却等の記載がされているかと思うんですけど、現状赤書きになっているところですね。
0:26:47	ここの記載の意図ってというのが、実用炉dの記載と、そもそも違うんじゃないかというふうに思っていて、
0:26:58	実用炉で記載されているのは、設計には反映していないけれど影響評価を別紙に示すという、こういった対応しているから書いているというふうに思っております。
0:27:11	ただ一方で再処理のほうで記載しているのは、
0:27:15	重量増についてはちゃんと反映モデルのほうに反映していますというふうな書き方を書きぶりになっています。
0:27:23	なのでこれ実用炉のものと対応とるのであれば、重量増加のことを書くのではなくて、そういった、別途、特別の影響検討みたいなものをやりましたっていうケースで書くんじゃないかと思うんですけど、ここはいかがでしょうか。
0:27:45	日本原燃のスガワラです。おしゃる通りですねここの記載をちょっとどちらに方向でまとめるかというところが少しようなところではございまして、必ずしも重量の観点ではなくてその特別な綱領と。
0:28:02	いう観点で整理するとですねおっしゃっていただいた通り、4Bについては
0:28:11	基本的なモデルに反映していますので、ここに該当する記載としては出てこないということで、その差分が多分について備考で言う今申し述べたようなところを記載するという対応等をしたいと思います。
0:28:31	規制庁の武田です。わかりました。そうすれば
0:28:38	はい。こちらがあそものになると思いますのでそれに対応していただければと思います。
0:28:45	年目スガワラです。承知しました。
0:28:57	はい。規制庁の武田です。
0:29:00	ちょっと戻ってしまって申し訳ないんですけど。
0:29:04	119 ページお願いします。
0:29:17	この(6)の調整機能の維持、
0:29:22	というところなんですけれど、ここの説明は次回で記載というふうにあるんですけど。
0:29:30	その 1 ページ前の
0:29:34	180、118 ページ。

0:29:38	この中で、(4)の遮へい機能も具体的な設備は以下の申請範囲ではないが、記載をしているという状況かと思えます。
0:29:50	どういった記載のルールで書き分けているのか説明いただけるでしょうか。
0:30:02	日本でメス側ですね、子供だかの判断がちょっとWAC争いになるところではあるんですけども、記載の考え方としましては、具体名を
0:30:18	7月。
0:30:19	関係書かないといけないところについては今回書かないという考えで考えておりまして、そういった観点ですという線遮へい性というところで具体的な
0:30:35	当設備を示さないで基本となる基本的な考え方になりますのでこのように記載しておりまして、一方その貯水機能のほうは答えるなも貯水槽のを室に限ったの。
0:30:51	いや、記載のありますので、この部分は、今回具体を書かないということで整理をしております。
0:31:21	規制庁の武田です。
0:31:23	もうちょっと確認したいんですけど、遮へいについては、
0:31:29	具体的なものを書かなくてもいいという説明でしたっけ。
0:31:37	員面そろわです。はい。具体的な設備に応じた記載というところではないのかなという考えでした。
0:32:03	はい、規制庁の武田です。
0:32:06	では商品に限っては大まかな説明だけで済むからということで記載はしていると、ここについては、
0:32:18	貯水機能の設備というのが限定的だからその申請会議のときに説明がされると、こういう理解ですか。
0:32:29	はい。ニュービジネススガワラです。そのように考えております。
0:32:54	規制庁の武田です。はい。わかりました。はい、ありがとうございます。
0:33:00	次なんですけど 120 ページをお願いいたします。
0:33:14	(8)のですね、重要耐震重要施設のその他の機能の維持のところ、
0:33:23	安全冷却水及び冷却冷水の漏えい防止とかもろもろ抱えていると思うんですけど。
0:33:34	93 ページの機能維持の基本方針の中で、これらについては触れられてないんですけど。
0:33:41	93 ページでの記載と、
0:33:44	156 ページ以降の具体的な説明項目の関係で
0:33:49	どういった記載の考え方なのか説明をいただけるでしょうか。

0:33:58	日本原燃記述を今ご指摘いただいた 93 ページのところの 3 パラ黒枠機密性 遮へい性から始まる部分との関係性という理解でよろしいでしょうか。
0:34:17	規制庁のタケダですはいあそこでその部分になります。日本原燃菊地です。
0:34:25	しますという、そうしますとすみません 93 ページのほうでの記載がちょっと足り ていませんでしたので、そちらのほうに追記するようにいたします。
0:34:40	はい。規制庁の武田です。わかりました。
0:34:45	先ほど(8)にに関する記載をどうするのか検討いただくということで、今回答 えていただいていたと思いますので、それと関連づけて修正をするようお願いいた します。日本原燃菊地です。了解いたしました。
0:35:05	規制庁の武田です。その他、規制庁側から確認事項ありましたらお願いいた します。
0:35:14	規制庁の岸です。
0:35:19	104 ページについては先ほどタケダのほうから、
0:35:24	説明を求めたコメントがありましてそれに関連するかもしれないんですけど。
0:35:29	昨日無職ページの方。
0:35:31	お願いします。
0:35:35	備考欄に再処理施設においては、通常運転時の状態で施設に作用する荷重 を超えるもの及び
0:35:44	長時間施設に作用するものがないという。
0:35:47	御説明があるんですけども、
0:35:49	これもこれについても、効果もまとめ資料とか、或いは 12 月にかけて耐震
0:36:00	申請ちょっとやっぱ、
0:36:02	見てもですね、ちょっと具体的なその根拠に該当するような説明はなかったと 思いますけど、まだ具体的な内容についてはこれまで説明がないという理解 でよろしいでしょうか。
0:36:20	日本原燃吸収す。
0:36:22	先ほどの 104 ページのところ、
0:36:26	どうも御指摘いただいた内容と同じものになっておりますので、ちょっとそちら のほうとあわせてちょっと検討させていただきたいと思います。
0:36:37	シミズわかりました。具体的な根拠とかですね、これまでおそらく説明はなかつ たと思います。資料の準備をして説明のほうお願いしたいと思います。
0:36:50	日本原燃キクチ数をこちらのほうにつきましては安全機能を有する施設の方 での対応となりますのでそちらのほうでの検討をした上で、
0:37:02	お答えをさせていただきます。以上です。
0:37:06	規制庁の土野です。それは安心の説明の中で説明がされるという。

0:37:12	これでいいですか、別の場所で鉄塔
0:37:16	米沢です。ここでもらったコメントになりますので、ここで説明することになりますと、その時のあれですね、ほかの例えばウォークダウンもこの後、
0:37:28	あとは分かれていますので、そのこのパートのところで考え方を示した上でここで御説明するというのを考えてるっていう言い方になります。以上です。
0:37:39	規制庁の金です。すいません。ウォークダウンというのは何が変わるんですが、すいません、日本原燃サービスちょっと例示で出しちゃったんですけども、ウォークダウンというところの説明につきましても、イトウ実務をやっているものとかで実際の耐震の考え方とか、いろいろ
0:37:56	あとは分かれていますのでそれを踏襲した上で耐震側で説明しておりましたので、本件につきましても同じようにこの耐震のヒアリングの中で説明していくっていうことを言いたかったということになります。すいません言葉足らずで。
0:38:09	貯金ですか。わかりました。そういうことでしたら、お願いします。それはちょっとまた関連しますが、一つ前の 99 ページ。
0:38:19	そうですね。後年度討議との差分で、再処理側に一番下のパラグラフこの際常時作用する荷重値で負圧にすべてについては、
0:38:32	これもですね、
0:38:36	ほかのまとめ資料ですから、12 月申請の資料ですとか、もうこれ以上の記載っていうのは見当たらなかったかと思うんですが、具体的に当該地震時の動圧、水圧というばどういった設計をするのかっていうのは今後、
0:38:54	関連する耐震計算書であったり補足説明資料の中などで説明があるという理解。
0:39:00	一息よろしいですか。
0:39:08	日本ピグメントです。
0:39:12	悪夢シミズ管理の時にですね、どう扱うか水圧の具体的な作業の進め方っていうのは、具体的にちょっと事故として説明させていただきます。
0:39:24	それとキシノです。はい、すいませんちょっと冒頭聞き取れなかったんですけども、その際に説明されて今おっしゃったんですが、設備の設計計算書を出したときに、説明させていただきます。
0:39:39	ちょっとそれは今後のヒアリングの中で説明があると、計算書等に関連するヒアリングの中で説明があると、そういう理解でよろしいですね。山本さんの通りです。
0:39:50	はい、わかりました。よろしく願いいたします。
0:39:54	二つ目ですけど、147 ページなんですけど、
0:40:06	との差分において、

0:40:11	上から 6 行目ですね。
0:40:13	D棟のほうで十分な気密性と書いておりました、最初のほうでは、気密性という表示になっている順番を外しているんですけど、そこはどのような理由によるもの教えていただけますか。
0:40:32	4 点目のスガワラです。ここは特にリングといたしますか。まず外しているというよりは、すみません、安全の無形でしたので、こちらは合わせるように修正いたします。
0:40:51	機器設備機器ですとかました。単純な別途おっしゃってたんですけども、当然つた本を確保して差分があるものについての説明を求めるといことになろうかと思しますので、単純に向けてましたっていうことはあまりないようですね。
0:41:07	そういったことはきちんとチェックの上、資料の方。
0:41:11	出していただくようお願いします。
0:41:14	EPDMSRSISSもゼンショーといたしました。
0:41:19	はい、今日、あともう 1 点ですね斜角 45 ページをお願いします。
0:41:28	最初が一番下のプログラムで、
0:41:31	地下水排水設備についてはということで、
0:41:36	その評価を添付書類。
0:41:38	何々示すという説明なんですけど。
0:41:42	ここで
0:41:45	んと記載しているこの添付書類 4 の 2-1-1 の別添 1 っていうの分担するをどういった内容を示す資料になるのでしょうか。
0:41:56	サブドレン後、
0:41:59	Ss機能維持に係る耐震計算書を指すのかそれぞれと別のものを教えていただけますか。
0:42:08	はいって郵便のスガワラです。いろいろおっしゃっていただいたので、前者のほうですね、サブドレンに関わるその耐震経産省関係のどこにつけるということで予定しております。
0:42:22	そっちのキシノです。ここで毀損しているこの本文書というのは、第 1 回申請についても当てはまるんですか、それとも、第 2 回以降も含めて、
0:42:34	という形に開口部を睨んでの記載になっていって第 1 回ではこれは出てこないっていう理解でいいのでしょうか。
0:42:41	はい年齢スガワラです。はい。おっしゃる通りでして、今回は出てこなくて第 2 回以降のほうをちょっと 2 案で記載したところになっておりましたので、ちょっとここ次回というところはちょっと記載のほうですね、させていただきたいと思します。

0:42:59	町長のキシノです。はい、わかりました。次回ということを確認にするのであれば必要ないかもしれないですけど、次回以降の睨んでこういった記載第1回とめるような記載というところでしてたかなと思ったものですからちょっと記載の方法について誤解のないように検討をお願いします。
0:43:19	日本原燃SRS承知いたしました。
0:43:22	はい、規制庁土野です。私からは以上になります。
0:43:29	規制庁モリノです。モリノパーステント確認させていただきたいんですけど。
0:43:36	つまずいをメーカーですね。
0:43:42	まず1個目側の89ページのところなんですけど。
0:43:50	はい。
0:43:51	はい、89ページのこの朱書きのところは波及的影響のところなんですけど、取りからそのまま上ってきてあわせて記載になってるんですけど、発電炉の場合、Bは先行例とかが沢山あるので、
0:44:07	これは遠くダウンとかしてほとんどなんか同様な条件なんていうのがわかっているんだと思うんですけど再処理の場合って、あとプラントウォークダウンとかして何かその反映とか追加で何かこういうことを確認しなくちゃいけないってところの
0:44:24	COですね、
0:44:27	何かその結果みたいなのはないんでしょうかというところで質問なんですけど、塗布監査調査検討を行うことで確認すると書いてあるんですけど、その確認した結果というのは他の4-12とかですねそういうのとの関係でもどういうふうになってるのかっていう説明をお願いします。
0:44:50	日本原燃キクチ注水先影響に関する検討としましては
0:44:55	波及影響に関する基本方針というものを
0:45:03	対象となります設計対象の施設を列挙することを認識しておりますと、そこに書かれると下位クラス施設ですねにつきましては、先ほどおっしゃっていただきましたプランプロで言うところのプラントウォークダウン
0:45:20	うちで言うところの現場調査っていうところをしたものを
0:45:25	もう考え方なりその結果っていうところを補足説明資料のほうでお示しをさせていただいておりますので、そこんで、イトウてた結果っていうものを載せ担当設工認の添付書類。
0:45:40	うん。
0:45:41	確定的影響に係る基本方針のほうに設計対象とする下位クラス施設っていうものを記載して申請することにしております。以上です。ツガネサガワですとか

	を補足させてください。今モリノさんの指摘の中で再処理特有というか、ローン 応答違うところとかはないのかというところはまだ抜けてたと思いますのでそこ
0:46:01	補足しますってところで、今キクチが言ったのはこの基本方針からの展開 遅くへの展開ってところの流れを言いました、まさにそのやり方というのは ロー側さんを参考にしまして、結局は、転倒落下とか、そういうものにつつま しては、これであろうが再処理であろうが、観点は一緒かなというところ、そ ういうところは一緒になってきますと、
0:46:21	そんな時に俯瞰した調査というところに対しましては、これまでも少し指摘許可 のときから受けてまして各プラントってところの観点で、そこに対して化学 プラントの被害実績ってところとかもまとめてございますので、それを補足 説明資料の中で示した上で、
0:46:38	説明するということを考えていると、そのときに、補足説明資料につつましては 来週 10 日にリバイス版を提出するということになってるっていうのが回答にな ります。以上です。
0:46:49	規制庁モリノです。今のサガワさんの方の回答で聞きたいことは大体わかりま した。ISAのやっぱり化学プラントのことをちゃんと調べた上でそれが成功の実 用炉等々は回ると区域にはなるんだけど。
0:47:06	それも負担して考えた結果やっぱり先行で上げているようなその波及的影響 の考え方の大枠っていうのは変わらないので、正当なんですけど、基本方針とし ては、
0:47:21	セイコーのと同じになるんだけど、込込開削のところで行くなり姑息なやり 方を添付資料のその後段の方であったりとか、補足説明資料のほうでちゃん とまとめてきてそちらのほうにはちゃんと
0:47:37	ような対応として、そう、その化学プラントのこと淡水の許可当分約束事項のこ ともちゃんと現れてくる数字になっているということ。
0:47:46	そう理解しましたということですのでよろしいですね。
0:47:51	米沢です。おっしゃる通りでございます背景障害です。わかりました。ではそれ は提出されたときにまた確認してちょっと許可のときの整理となっているのかっ てのは確認させていただきたいと思います。
0:48:05	高等すいませんこちょっと細かく細かいつていうかあんまり大したことないん ですけどもP92 のところで、
0:48:14	地震観測網のところなんですけれども、
0:48:18	地震観測のところを 1 ヶ所だけ装置単体の場合を含めた表現として何か地震 観測装置直されているんですけど、これっていうのがどういう効果をねらって 変更されたのかというのが高覧読んでよくわかんなくて遊ん設備。

0:48:34	開けてみてもええと地震観測装置間ピンから得られた何かそうちい体けられた何かデータを使って、もう地震応答解析として用いて、
0:48:50	なんてすかねその解析結果に流すもまだ着席さの適切な何かそのデータとして与えるんだっていうのを送致単位で示した三河こういう書き方にしたのか、それとも、
0:49:04	当時代以上また何か早朝ええと。
0:49:09	はい。そしてない所建屋とかもあるので、そういうところを俯瞰した結果、結局、その周りのやつのそっちを使わないといけないからなかなかこういう書き方をして必ずしも一致しないとか、そういうことをおっしゃりたいのか、これはどういう意図なんでしょうか。
0:49:27	日本原燃のオガセでございます。ただいまのご質問の件ですが、⑤のほうでしてきたのおそらくイメージつかれてると思うんですけども、一つの原子炉建屋に対しても複数項拡幅することといったような地震観測のネットワークみたいなところで、
0:49:42	摩耗というところが形成されてると思うんですけども、我々の再処理施設を初めとしたところにつきましては、各建屋が複数ついている建屋もあるんですがとびあによって一つだけ、地震観測や地震計がついているような建屋もありましてそういったものにつきましては正確にはちょっと言葉に
0:49:59	このあり過ぎているところもあるかもしれないんですが正確には地震観測になるとはちょっと言いにくいところもありましたので、あくまでこの装置というところで書かせていただきました。こういったところの今ここで書かせていただいている振動性状の把握といったところでも単独の娘常磐も地震計からミヤモトくる場合もありますというところに電話装置というふうな記載にさせていただいたという次第。
0:50:19	でございます。以上です。規制庁モリノです。
0:50:25	はいわかりました担当。
0:50:27	地震警戒、1個しかついてない建屋が存在してるっていうところで、そういうところの手当っていうのは、1個しかないからそれに対して中の挨拶、1個だけの信頼性が
0:50:44	あるように何かそのばらつきを持たせたやつとか、データとかでちょっと振って他ので複数設置されている。
0:50:53	その建屋の応答解析とかと同等の信頼性も出せるようにしますってそういうような手当がされているっていうことなんですか。
0:51:03	日本原燃の整理でございます。実は申し上げますが、そこまでは例えばの建家ある一つしかなければ他の建屋ね持ってくるといったような、そういうような

	対応について行っていないところあくまでトピックスも建屋の評価に対してはその建屋の地震計れているところでの原則でやっているところでございます。
0:51:20	規制庁モリノです。すいませんこの建屋から持ってくるっていう意味じゃなかったんですけど、その建屋の人積むも家族葬装置をとらえられたデータになかなか統計的なCTをつけて本ぐらいまでばらつくやろうとかっていうとかそういうのに
0:51:40	Upperの堆積を行うっていうそういうことを今やってるんですかね。それともそういうのもなく東普通に観測されたデータに基づいて、ほかの
0:51:52	観測も同じような手法を使って地震応答解析やってるってそういうことなんですか。
0:51:59	日本原燃回せでございます。家とですね今、我々としては地震観測記録に対しましてはそれに対して何かの補正を行うということは説明がやはり気僕は記録としてそれが正しいものとして扱うというところでの位置付けは、地震観測記録扱っているところでございます。
0:52:18	もう
0:52:22	規制庁モリノです。
0:52:24	リーマンシートとデータの正確性がどこまでその複数ある所単一のところで差があるのかっていうのは、
0:52:32	今ピントが来てないんですけども、それはそれぞれの建屋のリスク応答解析とか、それが補足資料のときにまたどういう扱いをしているのかっていうのは説明があるってということで理解してよろしいですか。
0:53:00	日本原燃オガセでございます。こちらにつきましては例えば地震観測のシミュレーションなんかが一番先に介護考えられると思うんですけども、市長につきまして建材の設工認の中でも御説明しております通り地震観測記録のシミュレーションの建屋の三次元モデルを使ったものというところで御説明しております、
0:53:19	それぞれが我々として建物がたくさんあって地震計のいろんな例えば1個ずつとかでついているところはあるんですけども、キクチのある地震計はてさらに今の建物として偏心率が大きいとかいうそういった観点で代表的な例えば選んだ上で、地震観測吸気や地震観測記録を用いたシミュレーションを行うというふうに
0:53:38	してございますのでそういうための施設全体の地震記録を網羅して俯瞰したものでここについて記録の整合性を確認するというようなその評価についてはこれまで御説明しているところでございます。以上です。
0:53:52	規制庁のモリノです。

0:53:54	これまでの説明との関係はわかりました。またフィックスでもう1回活きがいいというかまたは確認させていただきたいと思います。
0:54:06	次壁すね 93 ページの備考の上から二つ目のところなんですけど。
0:54:16	今表示していただいて次のページのやつ。
0:54:20	なんですけど、備考の上から二つ目の該当する機能の扱いはごとにと同様って書いてるんですけど、これただもちろんその限度だけかなと思うんですけど、本当に5人のやつっていうのは、この文章の構成上だと後ろのほうで個別展開されているところなので、
0:54:37	この再処理施設のこの5ポツのところでの機能が幾つか挙げられているんですけどこの機能の扱いがごとと同じなのは当たり前だと思ってここでの備考で書かなくちゃいけないのは、東海で挙げられてるのかその機能等、
0:54:53	それと再処理してあげられている機能で若干差異があるところがありますので、冷却機能であるとか、それとか止水性のところがなかったりするんで、そういうサブクール習って生まれたのかっていうのをここで書いていただいて、それぞれが学んでいいんだっていうのは
0:55:12	° 上運営の備考の上の記載で事業変更許可の申請書でそういうふうに整理されているんだっていうその関係性がわかるようにしてもらわないと後ろと同様っていうんだとちょっとよくわからないなというところは沢山指摘です。
0:55:27	今IAEAに4点目のスガワラです。すいませんちょっとピンクで記載はちょっと回答だったんですけども、名ことで前のページで例えば止水性とかが書いてあるけれどもそれについても操作ができるリングというところは、この5ポツ2のところなんですって個別にリングですので、日項目。
0:55:47	で記載してますというふうにそちらのほうを引用したという位置付けにちょっと書いてあるんですけども、ちょっと書き足りていないところがありましたので、そのもう少し記載させていただきたいと思います。
0:56:02	規制庁モリノです。はい。また文書の構成上というだけなので、の一への備考で参集するんであればここまでの記載の前のところでPARの1/できて今までかかれたものなのでここではしてると思うんですけど。
0:56:17	後に義則記載されているのでご存知のやつをさらに前に持ってくる前に持ってきて、ここで見込め各っていうのがちょっと違和感があるというそれだけなので、そこまで記載見直ししていただくとかそういう類の指摘ではないので、
0:56:34	また単純にここで半分が冊程度と考えてた部分がありますっていうかそれぐらいでいいんじゃないかなと思っています。
0:56:50	後ですすね 101 ページなんですけど。

0:57:00	101 ページのこの備考のSDとの組み合わせ性が不要ないスタッフの基礎版はないということなんですけど、当にはね次によその基礎版があって、これ原子炉建屋基礎版なんで多分重要な何かほかの機能があたりとかするものだと思うんですけど。
0:57:20	再処理にはそういうとくんってるんですかね基礎版に何かその特別な機能を持たせたようなものは再処理施設に関してどの建屋にもないというそういう整理だということなんですか。
0:57:33	除灰MS側ですはいらおっしゃる通りでございます。
0:57:40	規制庁モリノです基礎版には何ていうんですかね
0:57:46	地、質疑制定とまた何か話がちょっとややこしくなるんですけど、何かそのまあ遮へいとか垣見とかそういうのを持たせたような有価とか基礎とかね、いうそういうことなんです。
0:58:02	スガワラですから、お話の通りでございます。起こりました。
0:58:18	すみません、あと1個何かあったような気がしたんですけど。
0:58:23	すみません。先ほどのタケダから指摘のあった120ページのところでいくかを確認したいんですけど。
0:58:32	120ページの(7)のやつで能動的じゃない。
0:58:37	何かその静的ななかその通風力だけの冷却機能のやつを特Aと(7)で書いてるってということなんですけど。
0:58:52	ベースけれどその農政的なこのたかって崩壊熱を除去するルールの中その機能っていうのはその動的な
0:59:03	動的な何かその機能と比べると静的なので、
0:59:09	特にあれなんですかね。
0:59:14	時っていうと機構が違うというか構造とか方法が違うから、書き下して記載した。
0:59:23	ってということなんですかねその先ほどのとこの議論がよくわかんなくなっちゃったので、もう1回説明をいただきたいんですけど。
0:59:31	日本原燃機器ですから今おっしゃっていただいた通りでして、とうとう的ではない。
0:59:38	保険通常の冷却の仕方っていうところで仮称させていただいた。
0:59:45	になってまして、先ほどもちょっと回答させていただいてますけども、この(7)(8)の2はその構造強度を確保する設計とするということになりますので、ちょっと記載については検討させていただきたいと思います。以上です。
1:00:03	規制庁モリノです。キクチさんの説明でわかりました

1:00:12	それから金機能のため機構は違うんだけど、見なくちゃいけない。強度とか、それとか
1:00:21	確保しなければいけない中構造強度の範囲とか考え方というのは一緒だからまとめられるかもしれないので検討しますってそういうことを
1:00:33	よろしい。
1:00:35	日本原燃規制する配管おっしゃる通りでございます。わかりました、ありがとうございます。
1:00:41	2 項、
1:00:46	もう
1:00:46	案はいいか。
1:00:49	はい、わかりました。モリノかとりあえず以上です。
1:00:58	規制庁ハバサキです。私の方から簡単な記載についてすね確認したいことがありますので、
1:01:07	まず 97 ページ。
1:01:11	真ん中ぐらいのばらフパラグラフのただしのところで 2 行目なんですけど、地震チ水圧っていう表記があるんですが、これ具体的にどういう水圧のことを言ってるんでしょうか。
1:01:35	アイダエンジニアリングスガワラです。当ビルの時の地震時までしたやつを可能としております。
1:01:47	規制庁ハバサキです。そうするとどう 2 ですとスロッシング等々という表記になっているかと思うんですが、ちょっと
1:01:55	最初液状化等の話なのか、或いはそのプールルートの 16 治具等の制約の話なのかちょっとそこをわからなかったんで、もう少し正確な記載っていうのは可能でしょうか。
1:02:16	はい。名スガワラです。系統機能の強化記載にあわせて書いているところではあるんですけども少し詳細化という意味で、続きはできないかという検討させていただきます。
1:02:34	規制庁、浜崎です。確かに許可時に合わせたという備考欄にも何ヶ所か出てるんですけども表現を正確にするという意味ではですねすべてを許可に合わせる必要ないというふうに思いますのでそこら辺的に判断していただいて、
1:02:51	適切な判断をしていた表記をしていただきたいと思います。ちなみにですね、相当にとの比較のところ、細かい話なんですけど、投入は機器配管系からの反力スロッシングというのがあるのに対して、
1:03:10	今回最初に関しましては、機器配管系からの反力が含まれる。要は等が抜けてますが、これは等々によって等々には含みをそれ以外の果樹についても、

1:03:26	表現してるんですが、最初に関してはもうこの記載にある反力町から
1:03:33	に限定するというので、これは問題ないですか。
1:03:43	2 波サガワです。おそらく線源みたいな細かいところまで見ていくとこれ以外にもあるんじゃないかということも含めて、検討させていただきたいと思います。
1:03:55	規制庁ハバサキですから、検討をお願いします。
1:04:00	それから、これも似たような話で 106 ページの
1:04:08	最初にですと両括弧 2 のところですね、
1:04:13	5.1. 4 の両括弧 2 のところですね、これ東りとの差分で見るとですね。
1:04:20	等には眼
1:04:23	両括弧Bの真ん中ぐらいのところ、その妥当性を示した上で云々というところ文書があります。それに対して今回再処理は、施設に関してはその文書が削除されてその理由は、許可時に合わせたということになってるんですけども、
1:04:42	実際の作業としてその妥当性をそいけん費のですね、評価する上で、数値の妥当性については、当然これ検討すると思うんですけども、
1:04:57	今回許可時に合わせてそれを削除したっていうことは、あたかもその妥当性を示さずというふうにも読めてしまうんですけども。そうすると許可時に合わせてふうには書いていなかったんですが、
1:05:13	これほかの受注の先行のところも見ましてもですね大体がその妥当性を示した上でっていう。文章入ってますけれども、再処理施設に関しても、当然もしそういう雇用されているなら、この文章のところを、
1:05:30	人に合わせるような文章に修文するっていうことは考えられないでしょうか。
1:05:40	TRMスガワラです。イトウときに、外しているということでもありませんでしたのでとかの記載も踏まえて追記させていただきます。
1:05:52	規制庁ハバサキです。この点も先ほど同様ですね、
1:05:59	2000 やられてるんならば、許可時からさらに修文ということも可能かというふうに思いますので検討のほうをお願いします。
1:06:07	最後なんですけれども、124 ページになります。建物構築物の地震応答解析手法についてなんですけれども上段の Paragraph 二つ目の Paragraph で今回、再処理施設に関しては応答スペクトルモーダル解析法が追加され、
1:06:27	テーマ数で備考欄に、では他薦 5 プラントに合わせた記載としたというふうにあるんですけども。
1:06:35	まず実際建物構築物系で、この応答スペクトルモーダル解析法っていうのは、実際使用している。

1:06:43	再処理施設では使っているという理解でよろしいですか。
1:06:56	人のウラバヤシがございます。まず応答スペクトルを使っているというところは建物構築物のうちへの竜巻の防護設備構築物の竜巻防護設備というところで使っておりまして、そのため、ここで示させていただいているものでございませす。
1:07:18	規制庁ハバサキです 4Bの防護ネット等の話でしょうか。
1:07:24	円礫ウラバヤシ先生でございます。
1:07:27	規制庁ハバサキです。
1:07:30	実際使われているということは回答は理解しました。
1:07:34	で、単線備考に備考欄にありますと先行プラントに合わせたってこれちなみにどちらのプラントかおわかりになりますか。
1:07:59	うん。よろしゅうございます場所がございましてちょっと本日竜巻系関係担当しておりますものがありませんので、改めて確認させていただきます。
1:08:11	規制庁浜崎です。
1:08:13	先行プラント等が実際あるということだったのでちょっとじゃ具体的にどこの担当なのかなということで確認したかっただけですので、コンフィグレーション観測孔的にちょうど大飯ではなかった関西電力のほうではなかったと記憶してございますがちょっと確認させていただきます。
1:08:34	規制庁ハバサキです 多いの竜巻防護ネット
1:08:39	対策設備ということでよろしいですか。
1:08:46	その他の部位にして確認させていただいて所要時間いただきたく思います。すいません、規制庁肌ケース確認だけですのでいずれも説明をお願いします。最後これちょっとこれも記載だけの話なんですが、その同じ備考欄のところに、
1:09:03	P1 に同じってあるんですが、
1:09:06	これ何を意味してるんでしょうか。
1:09:12	日本原燃さんはですね、先ほどうちのウラバヤシの方からちょっとここ書いたものが本当竜巻を担当しているものになりますのでその真意について確認してあわせて回答いたします。
1:09:24	規制庁幅的なんですがここもなんすけれども、備考欄の随所にですね、Pd 屋外重要構造物の云々っていうのは備考欄のところに出てくるんですけども。
1:09:39	おそらく今この通しページでいうと 73 ページの備考欄の話をされているのかなと思うんですけど、ちょっとP1、

1:09:50	この資料のP懇資料と別紙4-1のPdなのかどうなのかちょっとそこら辺はわからないんでこの資料として完結する形でちょっとそこら辺記載を設定に丁寧にといいますか正確に
1:10:05	してもらいたいというのが希望なんですけれども、
1:10:09	イトウはちょっとありましたでしょうか。はい。すみません。Rmスガワラです。PTのところはですねおっしゃる通りこの資料で申しますと、73ページのところの最初の建物構築物、これが上部構造物の損傷の部分の説明でございます。
1:10:29	でしたので、この資料で時1だけだとわかりづらいんですね、この資料の校長8、58分の1ページですとかもう少し紐付きわかりやすくなるように見直させていただきます。
1:10:45	規制庁ハバサキです。はい、表記のほう、正確な形でお願いします。私からは以上になります。
1:10:57	規制庁の武田です。
1:11:00	すみません、もう何点か確認させてください。125ページをお願いします。
1:11:10	これはですね、これまでの事実確認の場でもお伝えしたことかと思うんですけども、
1:11:20	当地下水に係る設計の方針のところの記載がですね。
1:11:26	地下水排水設備を設置しない建屋のことについては触れられていないのかなと。
1:11:33	いうところで洞道行った。
1:11:36	現状でどういった報償か修正を考えているかというところと、
1:11:43	納豆は
1:11:44	地下排水設備については様。
1:11:49	容圧力の低減のため設定しているということを審査会合で説明があったかと思うんですけど。
1:11:57	現状の記載だ登用圧力の低減、
1:12:01	についてはしていないのかなというふうに読めるんですけど。
1:12:06	ここのところは説明いただけるでしょうか。
1:12:19	本件のスガワラです。すみません損傷に4圧力へのっていうにつきましては、イトウの低減した上で、協議したなりの4圧力については考慮するという。
1:12:38	ことでございます。
1:12:40	一等地下水対処設備を設定しない漏えいものにつきましては、
1:12:51	少々お待ちください。
1:13:08	すみません上スガワラです。その地下水の考え方自体はですねその下位文書で占有者内容との整合するようにはを修正させていただきたいと思います。

1:13:34	規制庁の武田です。わかりました。Iwataと圧力の減については、そうですね 会合で指摘した内容に整合するに修正をお願いいたします。
1:13:47	規制庁の武田です。もうあと2点ほどあるんですけど。
1:13:56	85ページお願いします。
1:14:06	もう規格基準のところではあるんですけども、
1:14:12	こうで、
1:14:15	閉合の差異化試験の方法について記載がないんですけど、これ記載してい ない理由は何なのでしょう。
1:14:31	少々お待ちください。
1:14:58	2月の本です。ハバサキ試験ここで使ってませんので記載してございません。
1:15:12	規制庁の武田です。ということは、支持力についてはどう、何に基づいて設定 されているのでしょうか。
1:15:23	この週の検査のカラム極限支持力式を用いて出したものを使っております。以 上です。
1:15:49	規制庁の武田です。極限修復試験ということなんですけれど、その試験方法つ ていうのは何か参考に、
1:15:58	されている規格とかはないのでしょうか。
1:16:14	名減るんですが、例えばこの辺の話につきましては
1:16:25	地盤の写真もコンベアのメディアの底面に記載してございますのでちょっと改 めて確認しましてご回答申し上げます。
1:16:37	規制庁の武田です。はい、わかりました。では地盤のほうの地盤0ゼロのほう ですかね、そちらで説明があるということで承知しました。
1:16:47	別途またここにつきましては、規格基準とかを記載する項目になりますのでも し何か参考にしている試験方法とかで参考にしている規格があるのであれば 追記はするようにお願いいたします。
1:17:00	ナカムラ4月いたしました地盤とちょっと横の部分で指定であればときすぐに いたします。
1:17:09	規制庁の武田です。はい。お願いいたします。
1:17:13	あと私から最後になるんですが、
1:17:17	99ページお願いします。
1:17:24	99ページの各学校1建物構築物の
1:17:31	第2段落目でしょうか。
1:17:35	第2段落目の2行目なんですけれど、基準地震動以外の地震力による地震 地震動による地震力という記載があるんですけども、これ何を指しているん でしょうか、SDのことですか。

1:17:51	日本のスガワラです。はい、鈴木のことを指しているということです。
1:17:59	規制庁の武田です。わかりました。て一、その場合ですね、下の段落この際から始まる文章の中では弾性設計用地震動という用語を使っておりまして、これもSDのことを指していると思うんですけど、統一がとれてないようですので、
1:18:17	修正のほうをお願いいたします。
1:18:25	ハイパーのスガワラですので適正化いたします。
1:18:30	規制庁の武田です。お願いいたします。
1:18:34	その他別紙 4-1 で規制庁側から確認はございますでしょうか。
1:18:41	すみません。
1:18:42	規制庁津金です。さっき 119 ページのところ、貯水機能の維持について具体的なその設備を用いて説明することになるので今回は省略させて説明あったんですけども、
1:18:55	次のページ、120 ページの(7)の冷却機能の位置についてこれ特出しちゃったんですけど、これもガラス固化体の冷却設備で、
1:19:03	特に今回対象じゃないんだけどもガス答えの冷却に使うってことで、具体的な説明してるんで、ちょっとさっき説明あった。
1:19:13	記載方針と矛盾してるんじゃないかと思われるんですけどもその点いかがでしょうか。
1:19:22	はい。
1:19:25	イトウIRRSスガワラです。
1:19:29	資料別紙負けどうも御指摘を踏まえすと、しっかりですね調整機能等がちょっともう少し具体的な取り組みも踏み込んだ記載ではあるものの、ただ冷却機能のほうも基本的な考え方として、
1:19:49	書いているということもございますので、ちょっと
1:19:54	少々お待ちください。
1:19:57	全部カバーしてございます。端的に申し上げますと、ゴム貯水機能の維持というところについては、受振名自身が南を期待するかっていう最低限の要求ということに記載させていただきたいと思います。
1:20:11	はい。
1:20:12	きちっと使えるですと 120 ページの(2)、(8)も含めてちょっと記載を検討されるということなので、あわせて検討していただければと思います以上です。
1:20:30	はい、規制庁の武田です。はい。その他規制庁側から確認よろしいでしょうか。

1:20:38	はい。よろしければ、まず、別紙 4-1 につきまして日本原燃の方から指摘を踏まえた修正方針について説明をお願いいたします。すみません日本原燃スヶカワです。修正でまとめる前に、先ほどの
1:20:54	タケダさんよりときました。P8 事業へと適用規格の部分に対して回答させていただきます。再処理規格の位置付けというところだったんですけども、最初買って、
1:21:05	。
1:21:06	同じだ。すみません。再処理規格につきましては先ほど止端話した内容と同等ですねえ等核として、今回の紺色使わないというところになりますのでここにへの置き換え記載はございませんでまず 1 点とイトウ。
1:21:21	その場合再閉時の対応につきましては耐圧の中でやつの設工認の添付書類の中で示すところになってございます。以上です。
1:21:34	すみません日本原燃さんはですね、先ほど冒頭のほうの話で、当方がお話しした内容と一緒にすっていうところを社内確認とれて出たやつの中でやりやすよっていうところを言いたかったっていうところになります。そっか、それとも今本当最後のまとめというところをそのままやらしてください。
1:21:52	別紙の 4-1 の次の 4-1 につきましては修正としまして、各市いただいたコメントそれももちろん反映させた上で、今の共通のルールのを 10 日にお出しするようにしますという合意になってます。その中でちょっとお聞きを聞いたというところというか、ここをしっかりやらなきゃなというところがポイントかなと考えてございます。
1:22:11	切って資料の中で、先ほど最後にもまた指摘ありました機能の記載っていうところの考え方とか、あとは、あとはカテゴリズをするのかしないのかっていうところの考え方が見えて見えづらい見えていないというところがありますのでその考え方をしっかり整合をとった上で修正するということがいいと。
1:22:29	二つ目のポイントとしまして、もちろん間違いがあってはいけないんですけども、記載のミスっていうところと、
1:22:35	やっぱ指摘いただきましたその中で一番気をつけなきゃいけないのは十分って言葉とか言葉に意味を持つものっていうところについては配慮しながら直さないという意味が変わってしまうなというところなのでそういうところに手をつけた上ですべての説明できるように修正するということで考えてございます。以上です。
1:22:57	はい、規制庁の武田です。はい、ありがとうございます。
1:23:01	それでは次の別紙の(2)に進みたいと思います。次が別紙 4-2 ですね。

1:23:12	では別紙 4-2 につきまして、日本原燃の方から補足で説明がございましたらお願いいたします。
1:23:21	日本原燃厳しゅうございますが、こちらの資料に関しましては特に追加で説明する内容はありませので、よろしくお願いたします。
1:23:37	規制庁の武田です。それではですね透磁率(2)のほう入っていきたいと思います。ではまず、私のほうから何点か確認させていただきます。
1:23:51	ちょっとまず全般に関するところなんですけれど。
1:23:56	先生小 2 はですね、10 重要度分類表というものがあると思うんですけど、この資料では、それが添付されておりませ。ですのでちょっとそういったものをこの資料に含めるようにお願いいたします。
1:24:16	内容の採用ですね確認するというわけではなくてですね、申請書のどの部分。
1:24:23	までどこまで説明するのかとか、フォーマットの違いがあるのかとかそういった構成の確認を
1:24:30	ですねをやりたいと思っておりますので、そういったそういったそういった説明を説明というか、対応をお願いしたいと思いがいかでしょうか。
1:24:42	日本原燃菊地です。了解いたしました、こちらの資料のほうに重要度分類の
1:24:48	今日ですね、その方法を添付させていただきます。添付というか、その比較の形で修正をさせていただきます。
1:24:57	以上です。
1:25:00	規制庁の武田です。お願いいたします。
1:25:08	規制庁の武田です。もう 1 点全般に関することなんですけれど、設備リストと重要度分類表の整合性の説明資料っていうのをこれまで説明するように依頼はしていると思うんですけど。
1:25:26	何度かヒアリングも行っているところではあるんですが、現時点でどのように説明する予定なのか、準備状況の御説明いただけるでしょうか。
1:25:42	少々お待ちください。
1:25:56	日本原燃のフジノです。ちょっと今の質問については協議カー業務課のほうについて回答しますので少し待っていただきたいと思いがよろしいですか。
1:26:09	規制庁の武田です。はい。方向にもしそれはこのヒアリングの中で回答いただけるということですか。
1:26:20	それをちょっと確認してあわせて後程回答しますことができるようであれば、この場で回答いたします。
1:26:26	読売のフジワラです。
1:26:29	規制庁の武田です。はい、わかりました。

1:26:39	規制庁の武田です。それではですね別紙 4-2 の中身のほう、何点か確認させていただきます。
1:26:49	まず 134 ページ。
1:26:54	このですね、備考欄の記載なんですけれども、
1:27:02	設工認申請書において、事業指定基準の要求事項を記載しているということなんですけれど、これどういうことでしょうか記載するのであれば許可を受けた内容の再掲として、許可申請書の内容を記載するべきではないのでしょうか。
1:27:22	日本原燃季節野菜等、今おっしゃっていただいた通りですので備考の記載のほうを適正に修正いたします。
1:27:34	規制庁の武田です。ここにもその修正のほうにいたします。
1:27:40	続きまして 136 ページ。
1:27:46	国交でですね 2 ポツ 2 でクラス別施設の記載が再処理施設だけされているんですけれど。
1:27:54	発電炉についてはこの記載がないというところで、この差はどういうことなのでしょうかとということが、備考に記載がないんですけれどこう記載いただいてもいいのか。
1:28:10	日本原燃菊地です。すいません、ちょっとこちらは許可の内容を展開しているものになりますのでその旨を備考欄のほうに記載をさせていただきます。
1:28:29	はい、規制庁の武田です。はい、わかりました。お願いします。
1:28:36	これにつきましては発電炉では記載はしていないということですか。
1:28:46	日本原燃吸収する廃棄おっしゃる通りです。
1:28:54	規制庁の武田です。わかりました。ではどういった意図で記載をしているのかということも含めて、備考のほうに追記するようにお願いします。
1:29:08	日本原燃幾つ承知いたしました。
1:29:16	規制庁の武田です。
1:29:19	私から最後になるんですけれど。
1:29:23	日ページが 143 ページをお願いします。
1:29:39	この括弧 2 のところなんですけれど、今現状備考が何も記載されていないという状況です。
1:29:49	実用炉との差異の理由ですね。冷却材の隔離弁と同様に第 2 隔離弁まで上位クラスとして設計すべきものが再処理施設で、
1:30:00	あるか検討した内容と結果ですねこういったことを含めて説明をお願いします。
1:30:08	日本原燃キクチ施設と再処理のほうでは第 1 弁の方で小委都会の区分をしておりますので、名分かるよう備考のほうに追記をさせていただきます。

1:30:23	はい、規制庁の武田です。わかりました。じゃあ第2隔離弁までを上位クラス施設を設定してるというものはないということですね。
1:30:34	日本原燃聞く注水はいその通りでございます。
1:30:37	はい、わかりました。そのことがわかるように、備考のほうを追記お願いします。
1:30:42	日本原燃キクチです承知いたしました。
1:30:46	規制庁の武田です。その他別紙4-2につきまして規制庁側から確認事項等ございましたらお願いいたします。
1:31:09	規制庁タケダです。よろしいでしょうか。
1:31:13	それではべし各々につきまして、日本原燃の方から修正方針につきまして、説明をお願いします。日本原燃アクセス以降の記載について許可
1:31:28	ではなく、担当今の設工認段階への理由に適正化して記載するっていうところと理由が侵食されてない部分についてはちゃんとその考え方があり、
1:31:39	それになっている理由を期待するように修正いたします。以上です。
1:31:48	規制庁の武田です。はい。お願いいたします。
1:31:51	ここで指摘したような内容は他のところでも展開すべき内容かと思しますので、最後提出される際は、全体通して対応いただくようにお願いします。
1:32:06	日本原燃幾つ承知いたしました。
1:32:11	規制庁の武田です。
1:32:13	それでは次の事実確認に進みたいと思います。
1:32:18	次が、
1:32:20	別紙4-6でしょうか。
1:32:24	要はこっちのにつきまして日本原燃の方から補足で説明する内容がありましたらお願いいたします。
1:32:32	日本原燃ケース一覧にしています地形を血糖先ほど同様に備考欄の記載ですね、が不十分な部分については見直しをさせていただきました上でまた
1:32:48	1月10日に再提出をさせていただきたいと思っております。その他について特に補足する内容はございません。以上です。
1:33:00	規制庁の武田です。はい。それでは規制庁から確認事項ございましたらお願いいたします。
1:33:08	規制庁モリノです。規制庁モリノからは幾つか確認させていただきます。当甘く290ページなんですけれども、
1:33:22	290ページの2ポツの基本方針のこの赤線だから3のところなんですけど。
1:33:32	層厚がですね、
1:33:37	とする。

1:33:40	位置構造設備の基準てなの解釈できにおいてっていうのが火線部落追記されていて、この文章自体がですねその許可の解釈別記に対する何かその整合性まず説明のように書かれているんですけど。
1:33:56	ここ命令、
1:33:58	ているのはどういうもう確認済みの許可の中で確認済みだと思うんですけどどういう意図でまず書かれてるかって言うのを教えていただきます。
1:34:09	日本原燃地区係数等を先行炉さんを参考にしたときに、技術基準が制定されたという意図してところが前段で水平 2 方向と鉛直方向の組み合わせているのが今回の新規制で、
1:34:26	新たに加わったものっていうところが大きいとしてオオオカておりましたけども、おっしゃる通り先ほどもございましたけれども、許可をここで設工認の段階で、
1:34:39	それをそのまま持ち込むっていうところはきっと、その結果、ステージが違いますので、ちょっとこちらについては設工認段階、許可から展開した内容っていうところがわかるような記載のほうに、
1:34:56	適正化させていただきたいと思います。以上です。
1:35:00	はい規制庁森すそうですね許可内容に基づく対応だっていうところまだ息子キクチさんがおっしゃった通り、ちゃんとして移管していただくというところ。
1:35:11	そうだと思います。あと移行確認なんですけれども、この成功実用のところで、技術基準が制定されたっていうふうになっていて、技術基準にはですねすあのどういう合う水平 2 方向までの
1:35:27	記載というのがないっていうところ。
1:35:30	確認してるんですけど、これは一体どういう意図で、実用のが書いているとかっていうですねその記載の中はもう背景とかっていうのは現状調べられてるんでしょうか。
1:35:46	。
1:35:47	日本原燃キクチすると、先行の 3 米国技術基準が制定されたってしたところにつきましては、今回のファーマ、まず一つは炉側の技術基準にも確かに記載はございませんと。
1:36:03	いうところで、今回そこに技術基準としたイトウは新規制で新たに要求されたっていうところで、こういった言葉遣いをされたっていうところ。
1:36:17	でしたので、
1:36:20	先ほど繰り返しになりますけれども、
1:36:23	っていうところで確認しています。以上です。
1:36:28	規制庁モリノです。
1:36:32	うん思うわけわわかりました。はい。

1:36:37	その記載の背景も含めて先ほどキクチさんに対応していただくということだったので、ネットマなどはこの文章ですねその許可との対応だというところで、ちゃんと明記していただければと思います。
1:36:50	ちょっと4名事務所です了解しました。
1:36:53	続いてなんですけど、耐震基準点の中10とのイチゼロ構成とこの290ページの記載は関係なんですけど。
1:37:04	この耐震基準のですね位置での4ページのところの通しページの4ページですね、4ページんところだとですねいろんな方の機能維持、
1:37:14	15度にもありますよっていう話があって、基本的にはその機能に基づいてこれからの安静に置こうに対する何かその設備を使う考え方っていうのをあまり変えていきますよっていう、そういう位置付けになっているんですけど、290ページだとその機能に
1:37:34	190ページに291ページですねを通してこの記載がその機能に応じて弁閉止、どう展開されたのかっていう来起電重度のベースの記載との関係がちょっとわからないんですけどもそれはどうなっているんでしょうか。
1:37:58	すいません、日本原燃さんあれスポンサーいっぺん確認してください。今中本のところのン等を相当というか最後のところ、拳銃といったのは、補足説明資料のことですかね。再開。
1:38:14	そういう意味では年中っていうところの補足説明資料の作成であって、まず、補足説明資料をつくったときには耐震性、耐震評価というもので何を御完全機能のない担保してますかっていうところの展開まで必要だということであそこに書き下しました。
1:38:31	そういう意味で、今ここに安全機能の観点というのは今ちょっと価格会計いないので、そこを少し入れないと来れん充当あつせんをとれないっていうことになるんですけども、ちょっと記載の仕方については少し検討させてください。
1:38:49	規制庁モリノです。等は変わりますし、
1:38:53	ページ。
1:38:55	その基本後、登坂さんも今話でいく一方あれなんですかね、がんの基本方針のところを書いてしまうとさすがに上流すぎるっていうそういうことなんですかね、ツガネ下がりそうおっしゃる通りでございます。あくまでも補足だ中で妥当性変位方向程度を全設備に見ますと言ったときに、
1:39:15	抜け漏れがないよねっていう観点であそこに安全機能という言葉を出させていただいて、データし評価をやることですべての機能系が担保できますよっていうことを書いております。それを基本方針上に核となるとちょっとほかの基本方

	針との兼ね合いでちょっと違和感があるな、ちょっと上流すぎるなんていうことで少し感じておりましたのでモリノさんのおっしゃる通り、
1:39:35	少し考えさせてくださいという言い方になったということです。
1:39:40	はい規制庁モリノです。わかりました。
1:39:46	ほかに。
1:39:49	そうですねそう言われそう言われれば仲條流量な気もするのでそこはあると適切に検討してください。お願いします。
1:39:58	日本原燃さんはですね、例えばですね、その安全機能の観点っていうところと、その備考欄っていうところをうまく使って説明した上で、このこの基本方針はあくまでも水平 2 方向の評価とか対応ですよっていうところで展開するっていう
1:40:15	3号でもよろしいですかっていうのはちょっと思ったんでそういう案も考えた上で再度提出いたします。
1:40:22	はい規制庁井上ですよろしくお願いします。
1:40:26	疼痛 292 ページなんですけど。
1:40:31	192 ページのところですね建物構築物の破損の定義なんですけど。
1:40:37	日本の 1-1-1 の一番最初の従来手法ではなくて、その建物構築物のうちで廃棄体及び換気塔っていうのが入れられて、それらをまとめて建物構築物で書かれているんですけども、
1:40:52	この換気塔っていうのは、どういうもので、それで構築建物構築物としてなんているんですかね。分類してく中同じように肩。
1:41:07	締まってまずいいいんでしょうかというところを、
1:41:12	そういうところ、こういう対応っていうのは許可とか、
1:41:18	他のなんかその申請においても同じような、こういう定義の仕方っていうのをやったことをやった実績があるのかっていうのを教えていただきたいんですけど。
1:41:33	来年度ウラバヤシでございます。ここの書き方については先週のヒアリングでも指摘を受けてございまして、今修正案としまして建物と建物と構築物で構築物の中に組合機械基礎であったりすべきであったり排気塔っていうものがございましてというふう
1:41:53	2章置けるように修正案を検討中でございます。
1:41:59	はい。
1:42:00	規制庁モリノですわかりました。
1:42:04	それには修正案を見せていただいて、また必要があればコメントしたいと思っております。

1:42:13	もう
1:42:15	すみません。時ちよつと御質問なんですけど、ここで言ってるの換気塔っていうのは、一体どういうものなのかっていうと死刑に対応していただいてよろしいですか。
1:42:32	これはしてございます。障壁等と同じ大きなの北換気塔のことを指してございます。すみません規制庁のモリノです。
1:42:46	ほかの構築物とおんなじような構造のものっていうことですか。
1:42:52	リョービの和智でございます。はい、おっしゃる通りで、大きくは構築物に区分分けされるものとなっております。
1:43:00	規制庁NSわかりましたすみませんちよつとあの設置設備分類されるようなものと一緒に呼ばれちゃってんじゃないかなっていうそういう関係だったので、わかりました。
1:43:14	聞いてもいいのです。次なんですけれども 297 ページのところの⑦の下のほうのなお書きのところなんですけど。
1:43:31	この⑤の精査について建物構築物の影響の観点から抽出されなかった部位においても云々かんぬんっていうとこなんですけど、これキリン 10 をちよつと読み返してみても、この中に、これに相当する記載がなかったんですけど、
1:43:49	この際、当期連中の関係っていうのはどうなってるのかっていうのを据えていただいてよろしいですか。
1:44:12	少々お待ちください。
1:44:55	日本原燃サガワです。そこの建物から当期例外に落ちてくる影響というところでご指摘の通りここについては基本方針で書かれてることはその結果を示すっていうところについて、補足の中で示しますので、建物側から儀礼側に落ちてくるというところで、これが該当するのであれば該当するということを書きましますし、該当しないの。
1:45:15	これは該当しないということを書きましますと、そんなときに、補足説明資料でいただいているコメントとしまして、同建物側の水平 2 方向っていうところ、それと機器冷側の水平 2 方向っていうところのその受け渡しのところがお互い書かれてないっていうところなので、そこは修正しますっていう話を今していますのでそれとあわせて同じように修正いたします。
1:45:35	補足説明記念 10 程度をですね。以上です。
1:45:39	規制庁モリノですわっ変わり
1:45:43	わかりました。ECRが 10 年で他のコメントのコメント対応中で、その建物と期限のほうでおいてくるものがあるかっていうのを今整理中でそれであるのであれば、建物、建物のほうとキリン重度旅行修正されて

1:46:02	この今の別紙 4-6 のほうの記載と対応がとられるようになるってそういうことをですね。
1:46:09	日本原燃さんですと申し上げた通りでございます。
1:46:12	規制庁モリノですのでその整理の中で、そういうものが内ですってというのが明らかになった場合は、ここの 4-6 のこのなお書きてるシールってということなんです、それともう
1:46:29	まだ 1 回申請などで、ほかの工事開発まで含めるとまだすべてが明らかになった。
1:46:35	待っているわけではないので最後までこの記載は残り続けるんだけど、集合なんかもわからないですか。
1:46:42	日本原燃さんはですね、これ本当この資料につきましては基本方針っていうことになってございますと、基本指針に乗かって建物も綺麗に設備も評価をしますってところの講師になっておると。なので、このなお書き以降に書かれているところの抽出を行って結果あるなしってところにかかわらずそこについては必要だとか、
1:47:02	入ってございますので、結果的にこの記載については残すってということになります。以上です。
1:47:08	規制庁への熱わかりました基本方針なのでまずこれがスタートになって補足とかのほうに落ちていて、結果が整理されていくという号車構造の流れがわかりましたので、これはわかりました。
1:47:24	はい、日本原燃サービス了解いたしました。
1:47:38	すみません引き続きモリノです。299 ページのところなんですけど。
1:47:49	299 ページのその命令と 2 次側の 4 に 1 のこの真ん中の一方でのところ以降の話なんですけど。
1:47:59	ナカガワの応答軸が明確となっていないやつで三次元広がり持つ云々かんぬんところなんですけど。
1:48:06	これの定義ってというのは、これまずここの記載に分類されるものっていうのをこれ配管しかないっていうことでよろしいですね。
1:48:21	配管しかないっていうか入っていますよねってところからまず確認したいんですけど。
1:48:26	日本原燃の吉原でございます。まずこの三次元的な広がりを持つところでは配管。
1:48:32	それではまず回答いたします。そうですね。聞いてもいいです。配管が該当するってことだと思って回答ですので、そうすると低ピッチ定ピッチスパン法

	<p>でやって評価する配管についてもですね水平 2 方向鉛直を考慮することになっちゃうんじゃないかという、</p>
1:48:52	<p>ところなんですけど、その関係はいかがでしょうか。cause全部読めちゃうんじゃないか。</p>
1:49:01	<p>日本原燃終了でございますが、こちらに関しまして、そけいピッチで評価をしている設備について、</p>
1:49:08	<p>PHITSの総会においては周辺の報告の影響というものが中部やる理由というものを補足説明資料対象機器連中の法令進めさせていただいております。その該当するんですが中国地方については影響協議という回答となりますと思います。</p>
1:49:28	<p>規制庁のモリノです。すいません。ツガネサガワです。ちょっと正しく言います。</p>
1:49:34	<p>配管に対する整理方向の影響っていうところで今補足説明資料で示したものにつきましては、定ピッチと足してるっていうところを示してございます。データ支店のほうにつきましては、モリノさんの御指摘の通りと影響ありということで示していくと。</p>
1:49:49	<p>デイD値につきましては、前回ちょっと議論にはなりましたけれども応答軸っていうところを着眼してやっていくっていうところになりまして、関西電力さんからのお話もありました通り、配管っていうのが建物に沿って、本当敷設されてるっていう観点でいきますと、本当水平方向っていうのは影響。</p>
1:50:09	<p>今日KBということになりますということで影響なしってなっていくということになりますと、そうなったときに先ほど御指摘にあった鉛直配管っていうところについては、その水平方向が両方こうNSEW方向から影響を受けるということになりますので、それは影響の可能性ありということでここに上がってます。</p>
1:50:25	<p>スペースの影響の可能性ありというところに対しては、本当水平 2 方向の評価をした上で、結果的に影響軽微という整理になるのかならないのかっていうところを今やってございまして、今回の冷却塔については影響軽微というカテゴリズに入りますと、その他のその他の建屋の会館も</p>
1:50:43	<p>はい、同様なのかっていうところは御指摘いただいておりますので、そこについては補足説明資料の中で示していくっていうことで今対応してるということになってございます。以上です。</p>
1:50:54	<p>やっぱり規制庁NSわかりました。はい。</p>
1:50:58	<p>わかりました。じゃあ、isに先ほどの中 297 ページの話みたいな感じかなと思うんですけど、整理すると、ここはまた基本方針に書いているところなので、営業経費だろうがなんだろうが全部一応読めるようにして、</p>

1:51:17	で、それでこの方針に基づいてやってた結果影響軽微なものがこれ査定率とかそういうものが出てきて、でもそれについても、今整理していて、ほんで協議になるのかそれともさらになんかを評価しないといけないものがあるのかというのは順々に、
1:51:37	導入されていて会議のほうの文章に流れていくとそういう文章コードなどでここは基本方針として、これで正しいんだっていうそのこのそういう説明ということでよろしいです。
1:51:49	また、人間のサガワです。
1:51:51	御理解の通りでございます。イトウ基本方針の中でやり方を示してそこがどうなんだっていうところを補足説明とあわせて閉めて示していくと、結果的に影響がある設備については耐震計算書の中で示していくというところでその補足経産省基本方針というところの流れの中で説明していくということで考えているので、おっしゃる通りでございます。
1:52:13	規制庁NSが変わりました。
1:52:15	御相談実損レセプトてるから。
1:52:20	はい、わかりました。ありがとうございます。
1:52:23	2m次緩和が 303 ページなんですけど。
1:52:32	この 303 ページのこのフロー図なんですけど、これがですねそもそも起電自力でーで示されていたフロー図と弁違うんですけど、これはこのクローズアップ穴を得ないっていうだけなのか、それとも
1:52:48	起電 10JA示されたものとはまた別のことを考えてるのかっていうのはこれはどっちなんですか。
1:53:03	ツガネのサガワですと、この基本方針のほうのフロー図というのが本当機電側だけではなくて、建物側からの合流が来た場合にどのように見ていくっていうことで示してますとレンジ 10 の中に入っているフローっていうところについては、
1:53:20	ここを少し書き下しているっていうところで、ちょっとここ担当者に代わります少々お待ちください。
1:53:28	補足説明資料場合はですね、この中のこの辺がヨシダでございます 303 ページのフローの中で水平に高校③番。
1:53:40	迫る未満と③番。
1:53:44	4 番、ここについてをより詳細に書き下しまして、周辺の層厚影響評価対象設備の抽出の関係というところをより詳細がわかるようにしているものが図、補足説明資料のこのなっておりますですね。
1:54:00	同じフローと言うよりは、補足のほうがあるスポットに対してによる詳細の説明をさし上げてるということになりますとなります。

1:54:14	規制庁モリノです。
1:54:18	うん。
1:54:22	今の説明だ等Alike補足資料のきれん中に入っている。
1:54:30	あのフローはこれを例えば詳細化しただけなのでやりたいことっていうのは特に変わってはないってそういうことなんですね。
1:54:41	今おっしゃっていただいた数回の通りやりたいことやってることがわかります。わかります。
1:54:50	ふうん。
1:54:57	規制庁ビジネス今きれん中の影響評価のフローとちょっと見比べてはみているんですが、
1:55:14	いう
1:55:17	うん。
1:55:20	音声がいただ詳細化されただけなことなのであればそうなのかなと思んですが、
1:55:29	キリン 10 のところとも 1 回ちょっと見比べてですねちょっと違うんじゃないかとか
1:55:36	やっぱりキリン除熱そのまま持ってきたほうが説明性が高いんじゃないかっていうところはまたちょっと考えてコメントしたいと思います。
1:55:48	お願いをさせていただきます。
1:55:51	はい、了解いたしました。
1:55:56	次、そう。すいません引き続きはモリノです。304 ページのところなんですけど。
1:56:07	キクチ
1:56:08	この屋外重要土木構造物過去どうっていう書いているところなんですけど。
1:56:14	親の土木構造物の定期っていうのは申請書のどっかいさいてるんでしたっけ。
1:56:23	どうぞ。
1:56:24	4-6 じゃなくてそれより上位の文章のところであの定義させていただくと見落としなどで申し訳ないんですが、
1:56:30	被告が柔道土木構造物の定義というのはどこかでちゃんとあるでこ関係が発揮してるのかっていうのだけちょっと確認したいんですか。
1:56:41	2 年目の素案ですはいおっしゃるという上流のところであの定義のほうはしております、
1:56:48	この資料で申しますと、
1:56:53	んとですね少々お待ちください。

1:56:57	11 ページのところの普通というところで、こちらちょっと先週のコメントも踏まえて、少しその構築物という大くくりを間に入れようかと思っているんですけども、ここで
1:57:16	屋外重要土木構造物のを総称ということで記載をしております。
1:57:25	規制庁モリノです。すみませんちょっと今見失っているんですけどこうでしたっけ。IPPプロジェクトが左から 2 番目で / 水密アスファルトすいません日本原電スガワラで再から 2 番目の欄のスポーツにあります。
1:57:42	これがすいません規制庁モリノです。これが基本設計方針だから今の 4-6 のところからすると上位のところでは書かれているので、そこで定義が出てきていて、ここではそれをそのまま使っているっていうそういうことですか。
1:58:02	はい、JNESスガワラです。はいその通りです。
1:58:05	わかりました。
1:58:15	すみませんkAと非常に規制庁モリノです。同じ釜の 304 ページなんですけど。
1:58:23	400304 ページの最後の記載のところなんですけど、このおかしいこうこういうことで、
1:58:31	加振方向に平行なエポ壁ぐらい見込ま部分云々かんぬんっていうところなんですけど。
1:58:41	ここで定義している加振方向の平均とかし防護壁っていうのが非管理平行な壁部材を見込んでないんですけど。
1:58:51	このおかしい高校の壁っていうのも見込まなかったら、じゃあ残りの 7 になるっていうのがよくわからないんですけど。
1:59:01	エネ庁で 305 ページの図だと加振方向じゃなくて加振方向に垂直な壁しか残ってないですよ。
1:59:19	日本でも障防法 1 号の
1:59:23	業務に引き込む 1 チーム 1 表の今のことを言われてますでしょうか。すみません。ちょっとあまり、ちょっと中身をちょっとわかるかと思うんですから、それで規制庁モリノです。
1:59:39	えーとですね、
1:59:42	このP305 のですね 4-1-1 の表ではなくて、このし、
1:59:50	その下のほうの図にあるんですけど、この斜めの斜線が何かその全部流れ入っているの監事候補で上に矢印が上向いてるやつ。
2:00:02	これだと。
2:00:03	入力の矢印がないですよ太い矢印が飛散左方向に入っていて、
2:00:11	それに対して垂直にこのてバラバラの壁が入って、

2:00:16	いるっていう記載なんですけども、この図になってるんですけど、304 ページのやつだっ 304 ページの文章だと。
2:00:28	時、
2:00:30	加振方向に平行な壁を見込まず垂直に入ってた壁部材で受け持つように設定してますよって書いてます。
2:00:37	305、すみませんちょっと話が前後して申し訳ないんですけど、305 ページの 4-1-3 図のところの右上の何か注釈みたいなやつに構造上管軸方向について行う構造部材ないですよって改正。
2:00:55	文章のところだとなんか見込まないでかかる閉校中でまた見込まないって書いてるにもかかわらず、
2:01:06	305 ページでは、このAIDコード答えないですよっていうこと書いているのであるんだけど見込んでないか、もともとないのか、それはどっちなんでしょうっていう、そういう行為です。
2:01:21	今までもずるずるちょっとある意味確認しますけど、ある意味、
2:01:27	ゲームじゃ繰り返し組み込む購入壁基本やっぱりんす。
2:01:33	あるけども、配られている。
2:01:36	一品ちょっと説明だったんですけど、ちょっと投入してその記載をもう一度確認させてください。
2:01:47	規制庁モリノです。わかりました。だろう。すみませんあの格好にさせていただいて、
2:01:54	is化にその実態に即した書きぶりに直すんだったら直していただくっていうそういうそこ対応ということですかね、お願いするとベースの記載ではした資料にあったらまた記載を改めます。
2:02:12	やはり規制庁モリノですわかりましたよろしくお願ひします。
2:02:21	規制庁モリノです。すみません。
2:02:24	あと、
2:02:27	同じところでちょっと確認したいんですけど。
2:02:30	実態と調べていただくっていうところなんですけど、これ堂々の
2:02:37	この図なんですけど、この第 4-1-3 の図なんですけど、あれなんですかね、このトンネル状の結局、壁配置になっているような部位しかないっていうことなんですかねなんかMELCORとかなんかそういうような形になってるところはないっていう、そこもしっかり調べていただく。
2:02:57	大人の部分の目安基本的にすごく感じ項目を年 2 イトウトンネル部の鉤物があるっていう理解でコンビニすね、何ていうかなと。

2:03:12	打ち合わせがあったりですねするとき、次は高校の部材踏み込んだりしてるんですね、ちょっと複雑な形状のものがあるんですから、
2:03:21	相当ちょっと確定で
2:03:24	この9谷沿いになってるんですけど、実際これ、この3軸方向のみから海側ってたりとかした上であったりするっていう、構造物のあります。はい。
2:03:37	規制庁モリノです。
2:03:41	今としてることがようやくわかりました。
2:03:44	そういうことですか。なので、この図には表れてこないけど、この文章のように閉校中でごとに見込まずというような閉校部材があるような箇所があるかもしれないという書きぶりになっている、そういうことですか。
2:04:01	日本原燃までその通りです。すいません、簡単に次ぐしか書いてもらってもちょっとやっぱりピックアップだと思うんですけど、そういう意味でございます。／規制庁もいわゆる予約いいかわかります。ちょっとそれがわかるようにですねこの本文のことを見直していただくか、少なくとも備考ではちゃんと示しておいていただき、
2:04:21	変わらないと、もうちょっと／入ってこないの、そこはちょっと適切に事実関係でした上で中間お願いしますね法面定数案がともかく財務300具体的な図面を記してるんですけどうちポンチ絵みたいな形で示してるんで、ちょっとわからないと思うんで。
2:04:39	その辺の記載はちょっとしっかりしたいと思います。
2:04:42	よろしくお願いします。規制庁モリノですよろしくお願いします。
2:04:47	次が306ページのところなんですけど。
2:04:54	360ページのところで抽出された構造物とかですね
2:05:00	いうその構造物っていう案が記載が2ヶ所ぐらいあるんですけど、この、ここで言うって構造物っていうのはどう動作しているんですかね。
2:05:09	2章の見落としの移動方向現地調査してますというものにおきましても、沢山の種類のものはあるんではですね、パイプに近いのか、音声があってくださいとか、ムラノミヤモトです。
2:05:26	今大丈夫でしょうか。シミズ1それと構造物というのはこれは病院にしまして、どう出ておりましたも種類がたくさんございまして、その中の一つとかっていうことの抽出結果を示してます。
2:05:43	規制庁モリノです。
2:05:48	うん。
2:05:50	実態は今の説明でわかったんですけど、それがちょっと文章上の伝わって、
2:05:58	ないの。

2:06:01	いえ。
2:06:04	いや違うのか。
2:06:06	すみませんミヤモトその言わんとしたことがこの前のパラグラフの道道構造形式ごとに分類したの構造形式ごとでっていう規定個々の構造物を受けてうちの構造物を省略させていただけるということですか。その通りです。
2:06:23	もう規制庁モリノですわっ変わりました。
2:06:27	法令上は、
2:06:32	そうですね。例目特にちょっとわからミックスしてるのはどうだって大分昔に請願であまり三つ目んとはちょっとお示ししないで、ちょっとわかりづらくなるところがあるので、文言の変更をしてちょっと御ミッションの記載とかをしっかりとりたいと思います。
2:06:53	はい。規制庁モリノです。わかりました。お願いします。何らボーダー堂々と書きかえちゃってこの構造物の構造で書き換えちゃって話が通じるんであればそっちのほうはまだすぐ下がってくるのかなという気もするので、そこはちょっと適切に備考欄も伝えながら、
2:07:12	実際考えていただければと思います。
2:07:15	日本にも目指す承知しました。
2:07:30	うん。
2:07:43	すみませんあともう1個だけなんですけど、ちょっと話が戻って申し訳ないんですけど 293 ページの
2:07:50	ところで、
2:07:54	293 ページのほうの高高で
2:08:03	すみませんこれあの当時との間の差分のところで教えていただきたいんですけど、ここで下に特別されてるこの排気塔とか換気塔のこの話。
2:08:16	があるんですけどあの発電所にもういびつに反映排気塔とか、環境はちょっとよくわかんないですけど、スタッフの配置等も同じような形状の構造物でありますよねっていうところがあって、ここでまず
2:08:31	特出しして明確化した理由っていうのはこれまで何度なんでなんでしようかというのがちょっとぱっとわかんなかったんですけど。
2:08:47	はい。
2:08:56	備考欄では等に電話代等がないって書いてるんですけど他の電力とかでワーッとあるんじゃないかなと思って何か配置等のいずれ見たことがあるので全くないとは思わなかったんですけど。
2:09:12	なんでこの辺の記載とかって選考の電力、電力というか発電所とか、どういう整理がなされてどういう記載になっているんで再処理は、こういう記載で持って

	きたっていうその前後関係があまりわからないんですけどそこはどういう関係なんですか。
2:09:40	米沢です。モリノさんのおっしゃる通りだと思ってまして、あるとは思ってましていうところでこの備考の書き方がちょっとよくないのかなとは思っているんですけども、ここの記載したものにつきましては屋外構築物っていうところで先ほどお話ししました通り、
2:09:57	現在おりませんのでまとめて回答させていただきますと、一部の方から、嘘言ってもまずいのでっていうところでお願います。わかりました。またまとめてお願います。90 モリノでモリノではからは以上です。
2:10:16	規制庁の武田です。その他、規制庁が行う確認事項ございますでしょうか。
2:10:28	規制庁ハバサキです。
2:10:31	ちょっとこの資料を次回というよりもこの内容に関わることで、確認したいんですけども、
2:10:40	この資料でいうと 299 ページに水平鉛直組み合わせの対象機器配管系ということで記載があるんですが、
2:10:47	4Bに関して支持架構は
2:10:51	今回評価対象にしているんでしょうか。
2:11:01	日本原燃サガワですと曜日の指示が結論から言うと、評価対象にしていますというところで、先ほど少し本当最初のほうで議論させていただきましたけれども、この本震に乗っかりまして、申請する設備としましてすべてを確認しますというところになっておりまして、そこに対して検討を補足説明です。
2:11:21	説明した観点っていうところで影響軽微軽微じゃないというところを確認をしていくとそうなった場合に、本当。
2:11:29	冷却塔A4Bにつきましては、影響軽微という分類に入りまして確認の結果として影響警備っていうまとめて今整理したものを補足に書かせていただいております。以上です。
2:11:43	規制庁ハバサキです。今補足補足っていうか、耐震起電の中の話がされたのかな。そこでは 4B の配管についての評価って出てたんですけど、支持架構が出てなかったんですけども、結果的に警備
2:11:58	という形で計算自体はされてないということですか。
2:12:07	日本原燃の白尾でございます。冷却等の新学校につきましても、耐専居住用の中ですね、公募型設備の中に含めて、影響は軽微であるということを御説明しております。
2:12:21	ちょっとあります規制庁のハバサキを了解しましたという今手元に時電流がないので後から確認したいと思います。米沢です。もう少し補足させてくださ

	い。ほんで、すべての設備っていうところを、形状ごとに分類化をしていて、冷却塔A4Bというところについては、
2:12:40	このIOC長い見ました海溝型設備っていうところ。
2:12:45	バック系が他設備としましてませんってところのカテゴリ下のページ 53 に入ってきてそこに冷却塔っていう書き方で書かせていただいて、この冷却というの 4Bに限らず、冷却塔っていう構造のものはここに入りますよと、それに対する評価部位 9 床で支持加工についてというところで、
2:13:02	まとめております。以上です。
2:13:06	規制庁ハバサキです。今おサガワさんの御説明は理解しましたらちょっとフレーム構造の場合、先ほどの排気等々も同様に隅柱の話な問題があると思いますので、ちょっともう 1 回私のほうでも、10 機電流の資料を確認しましてですね。
2:13:24	もし何か追加で質問があったらまたさせていただきたいと思います。
2:13:31	日本原燃さんはですね、函館市さんの隅柱っていうところになってくるとちょっと研さんの兼ね合いの言葉だと思ってましたので、できれの観点というところで今まとめてますので、そこを指摘いただきましたらちょっと考え方について示せるようにいたします。以上です。
2:13:50	規制庁ハバサキです。またその機会のときに、そういう会議の機器で設備のあるときに、必要に応じて質問させていただきたいと思います。
2:14:02	それとあともう 1 点、292 ページに、建物構築物系で今回対象といたしますか、建屋とか屋外規則エキサイト等あって、竜巻防護対策設備に関しては、公募防護ネットは今回第 1 回申請は対象だと思うんですが、これ。
2:14:21	基礎部に関しても、一応評価対象ということで理解しておけばよろしいでしょうか。
2:14:37	少々お待ちください。
2:14:47	汚染水よりトガシでございます。私は御指摘のありましたか竜巻防護用の規制上の部分に関しまして、ちょっと今のパイプのちょっと二重になっておりますのでちょっと確認してちょっとその部分の取り扱いっていったところに関しましてはこれどうするのが私のほうで、これまでは、
2:15:05	すでに方向に対しての竜巻の検討というところにも対象になってくると思いますので詳細に御説明させていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いたします。
2:15:14	規制庁ハバサキです。ではそのときにまた説明のほうをお願いしたいと思います。すいませんちょっとこの今日の資料と本質とはちょっと違う質問しましてすみませんでした。私からは以上になります。

2:15:29	規制庁の武田です。その他Co-6 はございますでしょうか。
2:15:42	はい、よろしいでしょうか。
2:15:47	そう例では、
2:15:51	いや、別紙 4-6 につきまして日本原燃の方から修正方針について説明をお願いします。
2:15:59	日本原燃結集するとまずは基本設計、失礼しました。
2:16:06	補足説明資料との関係性っていうところをちょっと
2:16:10	記載の仕方もちょっと検討させていただきますっていうところと、ここは頭規模で排気塔っていうところに記載の
2:16:21	休日かっていう部分とあとは実態に合わせたんと説明に拡充してってところについて検討させていただくという更新で修正をさせていただきます。以上です。
2:16:38	日本原燃様ですので、ちょっと今まとめたところで申し訳ないんですけど、先ほどの
2:16:45	重要度分類ってところと設備リストってところの回答をさせていただきます。
2:16:55	はい、さようです。
2:16:57	先ほどちょっとご質問中耐震重要度分類の関係の扱いですが、今週金曜日に共通 09 年をただの設備の選定関係の説明できる機会ありますので、そこであわせてですね設備リストの状況と、その耐震重要度分類の扱いですね、について回答させていただければなと思うんですが、それでよろしいでしょうか。
2:17:22	規制庁の武田です。いうことはその説明は金曜日の午後の枠ということでしょうか。
2:17:32	次のフジノに近い共通関係の資料説明する債務の状況等を説明させていただければなと思います。
2:17:44	規制庁の武田です。わかりました。それではその枠で説明のほうをお願いします。
2:17:50	いよぎんフジノです。はい、了解いたしました。よろしくお願いいたします。
2:18:05	規制庁の武田です。それでは、
2:18:11	補足説明資料の耐震起電 10 のほうが別紙 4-6 と関連するところではあるんですけど。
2:18:21	こちらの方の指摘は出てきたんですけど、すいません、日本原燃サガワですけども、別紙すいません切れん中のほうなんですけども、前回のヒアリングヒアリングの中で本当配管に対するコメントをいただいております、弊社の

2:18:40	配管の支持格子ですね。そこでちょっとカミデさんの方と議論させていただいて、そこを反映させたものを出す必要があると、それは何かって言いますと、縮小率グラフっていうところが今のままで出している補足説明資料と同じものを出してまして再処理はほかの要素もあるでしょうということでしたので、
2:18:58	そこを充実させたものを再度出しますということで取り下げさせていただいておりました、24日提出ということで今スケジュール出しておりますということです。
2:19:13	はい、規制庁の武田です。わかりました。では、24日に提出される資料を確認してまたそれで事実確認を行うこととしたいと思います。
2:19:25	はい、よろしくお願いします。
2:19:27	はい。
2:19:28	それでは最後でしょうか。嬉しい4-7
2:19:32	こちらにつきまして事実確認進めたいと思います。
2:19:37	日本原燃のほうから、A4の断につきまして補足で説明する内容がございましたらお願いいたします。
2:19:46	日本原燃キクチ鈴木を選んでございますけれども先ほどの
2:19:53	別紙4-1にありました機能の期待の仕方ですね、いうところがどうこちら機能維持の基本方針のほうでも同じように記載しておりますのでその部分については、資本の位置をあわせた修正をさせていただいた上で、
2:20:12	あと、再提出のほうさせていただきたいと思います。以上です。
2:20:25	規制庁の武田です。はい。起こりました。
2:20:29	それではこの部分に、この資料につきまして規制庁側から確認事項ありましたらお願いいたします。
2:20:38	規制庁堀野です。モリノから五、六点ちょっと確認させていただきたいと思います。この一番最初一定と326ページなんですけど。
2:20:52	326ページの下から二つ目のパラグラフのこのまた書きのところなんですけど。
2:21:00	ここの建物構築物のところの、ここまた景気の話なんですけど、こん中にはこれ堂々は含んでいるんですか、含んでないんですかっていうところまで確認したいなんですけど。
2:21:15	日本エヌスガワラです。ええと含めておりません。
2:21:20	訓練内容を含まない。
2:21:23	規制庁モリノです。わかりました。ではあの国交の定義はあの括弧どうどうを除くがいるということですか。

2:21:38	今の原燃スガワラです。おっしゃる通り、洞道除くというのとあと機械気相につきましても対象外ですので、その辺りがわかるように追記させていただきます。
2:21:56	規制庁モリノです。機械機械基礎も含んでないんですね。わかりました。はい。
2:22:01	でも、そこがわかる読み修正をお願いします。
2:22:09	100 続いてもいいのですね、1329 ページなんですけど、先ほどの建物構築物のやつには、労働到達機械機械毀損を両方含んでないということが、この今日の御説明も、
2:22:27	その二つを含んでないということでもよろしいですか。
2:22:36	記
2:22:39	はい。
2:22:47	少々お待ちください。
2:23:45	すみません、南のサガワです。こちらにつきましてはドーム部含んでおりません。
2:23:51	ジェネリックを聞いてもいいのですねと堂々は含んでない確定機械基礎学んでるってということですか。
2:23:59	4 ケースの際に、内気相のほうは組んでおります。
2:24:04	はい規制庁井上数をリーマンワースト抵当じゃどう含ん労働除く労働だけ除くんであればここは定義をどうだけ除くっていうのに変えていただかないといけないとっていて、
2:24:19	そうした場合にどうどの荷重の組み合わせの基本式っていうんですかね。それ東京限界とそれと支持性能はどうロックというふうに記載する方針なのかっていうのは、
2:24:36	日本原燃の三浦でございます。ちょっと水の建物に事業の資料でも書いてあった通りですね、建物構築物を含めて記載してたんで、あなたにちょっと細かい全部組み合わせについては、
2:24:54	健康の作成をいたします耐震だと思うんですけどもとして、規制庁もSわかりましたで新たに作成しても、もう 1 回再提示していただくいても 1 回議論ということでもよろしいです。
2:25:08	はい。
2:25:11	日本原燃の宮本です。一応耐震建物っていうところで一応聞いておりますんで、その評価すべきばさせていただきます。
2:25:22	はい規制庁がNSわかりました建物 20 のほうの整理をこちらのほうにフィードバックして資料提示するとそういうことでよろしいですねわかりましたですし、作成いたします。その通り作成して御提示いたします。

2:25:41	よろしくお願いします。
2:25:48	ちなみになんですけど、ちょっとここで
2:25:52	内内容。
2:25:54	にあまり関わってくるかどうかわかんないですけど、ここで書かして東京ちのところですね。
2:26:00	鳥栖CCV規格のやつ持ってきてるのはなんでなんでしたっけ。昔なんかそういう話がありました結果をちょっと確認だけなんですけど。
2:26:17	日々規格のMと日本原燃スガワラです。新春規格につきましては、もともと使う予定求めましたので、以前からですね記載のほうはしておりました。
2:26:32	規制庁モリノです。わかりました中身覚えがあったので、何かここで使うのかというところとそういうちょっと責任もなかったんですけど、さっき行動、
2:26:47	ちょっとヒアリングさせていただいた別紙 4-1 にはCCV規格のと書いてありますと、
2:26:55	それから、
2:26:58	いや、
2:27:01	なんかこう見にはような
2:27:04	2 回る傾向。
2:27:12	TRITONベースのものです。天端の資料のほうで書いてあったの企画につきましては、あそこは来認可実績のあるような規格ということも並べるAgなっていますので、
2:27:27	よっぽど新春規格につきましては金庫実績は弊社の場合はないということで、欄には書いておりません。
2:27:38	規制庁モリノです。
2:27:40	5 項リーマン明日私確か 4-1 のほうの記載は主要な適用規格って書いてあるからそういうことですね。わかりました。
2:27:51	はい、わかりました。
2:27:57	今、
2:28:00	規制庁モリノですね、ちょっと引き続き、
2:28:04	進めさせていただきますと 336 ページなんですけど。
2:28:10	436 ページのところ、許容応力状態の記載が余るとないんですけど、これで必要ないんですかっていう単純な疑問なんですけど。
2:28:23	さっきの許容力状態つかを使うっていうので中野さんのやつとかの記載ができて何でここではとってそういうのが入ってくるんじゃないかなと思ってたんですけど。
2:28:34	336 ページには、まるっとないんでこれはどういう整理なのかなという

2:28:39	日本原燃のキクチですと、再処理。
2:28:43	例えば運転状態ってところの定義がないので、許容応力状態地帯には別途定義を設けてませんでおさまっ設備の評価に用いる地震 6。
2:28:57	あとは重要度ですね耐震クラス、
2:29:00	に応じて、
2:29:02	用いる時等地震力に対する許容限界ってということで定義をしておりますので、もう 3SOSってところの主応力状態についての定義はしていないっていうのが、
2:29:20	ことになります。
2:29:22	規制庁モリノです。
2:29:30	YKT、ここ単独の話であれば、お客さんの話で、
2:29:35	わかるんですけど、別紙の 4-10 のところの 661 ページの 3-1-1 の表には入って強みや転がって解決なんかみんなキクチですとそちらにつきましても先週のヒアリングで御指摘いただいております。
2:29:55	はい。添付書類を起電の中で供用状態になり、許容応力状態ってところの定義をしませんので、4-10-別紙-4-10 ですね、のほうの記載についてちょっと今見直しをさせていただいた上で再提出させていただくことで対応しております。
2:30:16	はい規制庁モリノです SARRY ました。先週の河成出荷。
2:30:22	はい。
2:30:25	そっちの方でまず修正食べてそれとの対応でいくとこっこのほうにそこになんていうのは、
2:30:32	こういうことだと。
2:30:34	わかりました。
2:30:37	すみません、ちょっと聞き規制庁モリノ聞き漏らしたかもうすでに決まっちゃったりつもりか教えて欲しいんですけど、許容応力状態に関わる許容値でいいのかわかんないんですけどそういうものっていうのは、
2:30:49	どこで定義されてるんでしたっけ。別紙 4-7 号中だと 337 ページのこの S I S S M
2:30:58	対応するんですか。
2:31:02	日本原燃菊地です。許容値に用いる値としましては、SIMSUT たものを用いておりますのでそこが対応いたしますと、具体的なものについては、ちょっと後段の行に、
2:31:19	なるんですけども。
2:31:26	ちょっとすみません、348 ページ以降ですね、こちらのほうに、実際、

2:31:32	そういった数値を用いるかというところで、許容限界っていうのを記載させていただいております。以上です。
2:31:40	規制庁Sの高リーマンすし。
2:31:43	イトウ
2:31:45	はい。
2:31:46	is化が今回の申請の中では必要なものは、残りピックアップされてるっていう整理でいいということですね。
2:32:10	すみません。引き続きモリノ率 337 ページのところの位相SRの話にちょっと戻っちゃうんですけど。
2:32:18	SIのところですねJSMEの定義で他のデータのところでも幾つかあったと思うんですけど、これとその店舗単位で記載するんですかね、この括弧書きのところ、ついてトピック添付材料図表のパートコーナーに
2:32:38	かれる赤がいいとかってここだけすごく細かい点ですけど。
2:32:43	それでこういうことになっちゃって、日本原燃規制す今のは、JSMEの正式名称を全部改定そこで成因をしていくのかという。
2:32:54	そうだと思います、こちらについては別途ちょっと添付単位というよりも先ほどの別紙の4-1。
2:33:03	の方でその正式名称述べた上での添付書類4の中では東洋ゴムというのをちょっと定義させていただいておりますので、
2:33:13	規格基準ですね、この記載の
2:33:16	このについてもずっとせ再度整合を図らせていただいた上で記載するように聞こえますので、別紙4-1のほうで記載しているのが、このその下のSuのところですね。
2:33:29	今後で記載させていただいてますJSMESNC湾っていうところが、略称として定義付けしてますのでこちらの記載にそろえるようにいたします。以上です。
2:33:43	規制庁Sわかりました。とりあえずisでこのBCの単位のBC等々してですね統一的な書き方のレベルでもう1回見直していただいて抵抗測っていただきたいと思います。
2:34:03	はい。
2:34:04	モリノの成長がいいのです。とですね引き続き337ページなんですけど、このところでプールの辺りが投入のところにはワーツありますように大文字のF。
2:34:20	もう設計での確のあるエスピーさん121に規定される値っていうのが発生
2:34:27	再処理には定義も入ってないんですけどこのモリノFはいっぱい入ってるんですけど、この子も違いのやつっていうのはお持ちのFから算出される値いいですよ。そしてかを使わない。

2:34:42	ですからきちやっいいのかなというんですけど、そこを教えてください。
2:34:47	日本原燃キクチ曰井申し訳ございません、記載の形になりますので、ちょっと適切に修正させていただきます。
2:34:56	規制庁思いますわかりました。
2:34:59	じゃあ追加していただいて、
2:35:12	静聴モリノですばっと
2:35:15	あと損傷後についていうか、あと二、三点ちょっと確認なんですけど。
2:35:21	353 ページのほうの備考欄のところなんですけど。
2:35:27	353 ページの一番上の備考のこの記載の
2:35:33	記載なんですけど、この
2:35:40	耐震設計の基本方針に合わせた記載としたっていうふうに書いてるんですけど、
2:35:47	この表の中でですね、この表の中で具体的にどこをどう合わせにいつて何かどうなのかわからないんですけど、これは言うてどういうふうに合わせにいつて、どういうふうな記載にしたのかという説明いただけますか。
2:36:02	日本原燃既設棟用語の使い方ですね、例えば配管系っていう呼び方したり、表の中でいくと、設備分類っていうところだったりっていうところを指してますのでちょっともう少し具体的にわかるように、
2:36:20	備考のほうに記載させていただきます。
2:36:26	規制庁もですね、
2:36:31	わかりましたこの中に入った井戸の名前に聞いとかが入ってなくて、それが結局は許可申請等なかったらなかったんでそれを単純に合わせにいつただけで内容としてはここに詳細化もなかなか具体化されてない、そういうことで、日本原燃既設おっしゃる通りです。
2:36:49	わかりましたのではそういうふうに合わせにいつたっていうのをちゃんと備考のIP化についてわかるようにしてください。本件にキクチです。了解いたしました。
2:37:02	あとは 300 で 16 ページ。
2:37:07	なんですけど、356 ページのこの機工欄なんですけど。
2:37:13	このだく等について 5 週間に来て準用した記載としたってなってるんですけど、法令は、あのダクトに何で 5 週間の規定を適用できるんだっていう理由がないんですけど。
2:37:28	相当打撲補足とか、補足説明資料の中で説明されているんですけど。
2:37:37	すいません日本原燃スケカワです。まずダクト 2 についての御所感というところの扱いなんですけども、
2:37:44	まず再処理施設の当に対するダクトにつきましてはコサク。

2:37:50	取り扱う放射性濃度の関係から、一応ここ主管すいません。
2:37:55	そうですね。もうそっくりで言いますと、保守完に相当するとしておりますので同行主管というところの規格をそのまま
2:38:03	用地として等記載しておりますので、
2:38:06	そうなんですけど。ただその考え方っていうところは、これまで附属棟でも説明してございませんので、その考え方をちょっとこの備考欄のところに理由として期待して対応させていただきたいと考えてございます。
2:38:20	以上です。
2:38:22	規制庁オリフィスAは李ましと。
2:38:31	また適用の考え方は今スケカワさんにおっしゃっていただいたものをそうは書いていただければにはわかると思うんで。
2:38:40	それを記載していただくと、補足とかで説明がなかったっていうのは、これはこれを説明するような補足資料がなかったでしたっけ荷重の組み合わせやつつてどっかなかったでしたっけ。
2:38:58	補足資料には必要ないんですかね、この考え方ということで、
2:39:10	日本原燃そうです。
2:39:11	宅等の補足説明資料というところで、先行電力さんで出されてるダクトの補足説明資料提訴の減免についても出そうということで考えていたというのが一つあるんですけど、その内容自体は本当に今の価格との基本方針の中にまんま書かれてる内容でしたので、今の
2:39:31	補足の計画からは外しましたということになりますと、そうなったときに、今ご指摘のダクト等の学校主管適用の考え方っていうのは、次回でダクト申請するときに必要だと考えますので、その補足は今後説明するように、本当一覧表のほうに反映して、今後、第2回以降説明します。以上です。
2:39:53	規制庁モリノですわかりました補足とそれとその妥当性に係るペーシ兼ね合いヒアリング自体は次回のやつでちゃんとやれるということの予定。
2:40:05	理解しました。
2:40:07	メール等、
2:40:09	ちなみになんですけど、ここのダクトのご感想等にした話のところ、ちょっと聞き漏らしちゃったんですけど、徒歩なんにも濃度に換気可能。
2:40:24	何の濃度に関係して、その後習慣作り相当だっって判断されたんですけど、そこんところも1回説明を
2:40:32	1000まで日本原燃スケカワです。こちらのダクトの扱いについてなんですけども、当取り扱うものといたしまして、ライブに取り扱われる放射性物質の濃度と

	いうところで、それは規定聞いているところが再処理のダクトがございまして、それを準じて、
2:40:50	統合主管相当として評価を実施してございます。以上です。
2:40:56	規制庁モリノですわかりました。
2:41:00	放射性物質のそのモードだっていうのはわかったんですけど、その放射性物質の岩相管理のやり方っていうのは、再処理施設とそれと実用炉お金はまだ同じ考え方なんでしょうか。
2:41:16	閉じ込めが今後このレベルでいいとか、
2:41:24	それでちょっとあまり今止まってないんですけど、そうなんですかねその設計の考え方がそのまま中その濃度だけで適用できるようななんかそういう代物なのかというのが今パッとふりをつけないんですけど。
2:41:40	日本エヌスケカワエスすいませんちょっとわかりづらい 20 日に申し訳ありませんでした。こちらの絵と今の御主管相当というところの考え方なんですけども、送り旧告示後現在のですねええとJSMEで言いますと、この保守管理のクラスになるんですけども、その中で、
2:41:56	まず、そのクラスですね、定義といたしまして、取り扱う濃度っていうところがこの数値以上というところについては模糊主管として扱うということがまず定義されてございます。それに対しまして再処理施設全体としての公社の濃度っていうところも、
2:42:12	当然その規定値を超えるっていうものがございまして、そういったものがSクラスというものもございましてそういったものはすべて御所感として評価を実施しているということで、
2:42:21	別紙してということでございます。以上です。
2:42:24	規制庁ボイド率ステッカーさんの説明でわかりましたまずなんかその規格基準類っていうかそのじゃ説明ですかね。それにのっとつ提案設計しようとするとの判断基準がその放射性物質の農道。
2:42:41	ねえ。あの分類されてしまうので方針でいくと思う主幹。
2:42:46	日間の当てはまっ当てはまらないんだってそういうことですよ。そうですねはい医療出すまで日本原燃サービススピードです。その通りでございます。
2:42:55	規制庁モリノですよ。わかりました。ちょっと今JAS冥王星にとって見れるわけではないので、またその考え方が位置してるっていうのだけは確認したいと思います。
2:43:07	大台し、
2:43:12	モリノからは以上です。
2:43:18	規制庁の武田です。その他確認事項等ございますでしょうか。

2:43:27	町長の津野です。
2:43:30	ちょっと記載だけかもしれないんですが、430 ページをお願いします。
2:43:37	CHASTEへ
2:43:42	30 ページに、それと風荷重、積雪荷重も見込ん施設設備が承認しているんですけど、今回申請施設として、
2:43:52	機器配管系のところに、安全冷却水B冷却塔、
2:43:58	載ってるんですが、
2:44:01	これはもう安全冷却水
2:44:04	b冷却統合規則含んでという理解でよろしいですか。
2:44:09	私からの計算書のほうを見ますと、気相もう冷却塔本体もどちらも断層系統積雪荷重を組み合わせてかと思うんですけども、
2:44:18	機器配管系の基礎も含んでいるという理解でよかったですでしょうか。
2:44:28	日本原燃のウラボヤシです。ご指摘の通り上部の冷却塔本体と基礎を雪荷重を考慮してございます。建物構築物の構築がとして屋外機械基礎で基礎があるものですので、ここにその旨、
2:44:45	突き出ているのかと思います。
2:44:47	規制庁の土野です。わかりました。ちょっと読めるようにですね、記載の適正化のほうお願いしたいと思います。
2:44:54	それともう一つなんですけどちょっと1 ページ前にも戻っていただけて429 ページに428 ページの表の中キーが片括弧2 から(4)まで待ってるんですが、赤く(2)とか(4)っていうのはいずれも風荷重に関する注記だと思うんですけども、
2:45:14	ここについてというのは、
2:45:17	風荷重を組み合わせる施設について、
2:45:22	の記載で向こうと風荷重の
2:45:27	いやそう考える施設はこれに限定されるというような趣旨の記載なんですけど、片括弧4 っていうのが基準後期施設を除いてすべてに活かせば10 見込みますよと言っているようで、また(2)とか(4)をここで並べるとこうなっています。競合するといいますか、何か
2:45:47	どこまでの範囲をする含んでいるのかちょっと読みづらくなっちゃうんですけども、
2:45:52	これはどういうことで、片括弧に各学校にここで載せられているんでしょうか。決議して、

2:46:13	日本原燃のスガワラです。ちょっと注記の内容は競合してるというご指摘かと思しますので、ちょっとそこはバッティングしないように、ちょっと表現を検討させていただきたいと思います。
2:46:31	補聴器震災起こりました。前のほうのページで両方文章の中に出てくるのでそれを注記として載せたのかなと思うんですけども、ちょっと考え方として投入と同じであるということであれば、名コロニー。
2:46:47	当人内容の記載が載っているとですね、また地方考え方なのかなとも読めませんのでちょっとそこは通りの考え方も再度確認適正化のほう願います。
2:46:58	はい、日本原電スガワラです。承知いたしました。
2:47:03	はい、お願いします。キシノからじゃないです。
2:47:31	規制庁規制庁の浜崎です。他にないようなんでちょっと最初の別紙の4-1の資料に戻って申し訳ないんですけども、ちょっと先ほども説明があった84ページの適用規格のところですね。
2:47:50	今回適用規格として挙げられてる項目として備考欄にありますように再処理施設の設工認における適用規格を記載したという形で先ほど来あったようにいくつか等に、或いは先行と違いが出てるんですけども。
2:48:07	この再処理施設の既設工認における適用規格を記載したということにした何か根拠といいますか、なぜこういう形にされたのかちょっともし疏あったら説明をお願いしたいんですけどもいかがでしょうか。
2:48:25	4名スガワラです。このページにつきましては発電のものでもですね金融工事計画において実績のあるものを示す臨時になっておりましたので、その趣旨を組みまして、弊社のほうも、
2:48:44	同じ考え方で記載したというものでございます。
2:48:49	規制庁浜崎です。
2:48:52	解釈の仕方があると思うんですが、例えば先ほどお話のあった投入の中でもCCV規格入ってるような形ですね、要は
2:49:02	今までの来民間で
2:49:06	この新規制基準の既認可で適用実績のある規格基準をここに記載することになるというふうに思いますのでちょっとその観点で事業者としてそこら辺もよく確認はいただきたいと思うんですけども。
2:49:24	そうすると、かなり企画基準がですね、イトウにやってくると同様なものになってくるというふうに思いますので、ちょっとそこら辺の検討をお願いしたいと思うんですが、
2:49:36	よろしいでしょうか。

2:49:40	日本原燃浦和してございます。発言の実績も含めて記載充実仕様にしたいと考えております。以上です。
2:49:51	規制庁浜崎です。はい、記載の適正化のほう、よろしくお願いします。
2:49:56	私からは以上になります。
2:50:01	規制庁の武田です。
2:50:03	イトウまで最後別紙 4-7 私から 1 点だけなんですけれど。
2:50:09	386 ページ以降でしょうか。386 ページ、お願いします。
2:50:24	ここで運営経験埋込金物の許容限界を表でまとめているということで、
2:50:32	387 ページ以降はずっと記載が備考の欄に記載があって、
2:50:38	今規制が主な
2:50:40	再処理施設の欄がもう空欄にはなっているということなんですけれど。
2:50:48	この表でまとめてしまうことで先行炉での記載を網羅できているのでしょうか。
2:50:56	例えばですね、引っ張りと剪断の組み合わせですとか押し抜きせん断とかの記載も先行炉のほうでは書かれているんですけれど、最初にではそういう条件が該当するものはないのでしょうか。
2:51:21	本件のキクチ率を基本的には埋込金物に対して強化する部位、評価の場所つていうところについては、イトウ先行炉を参考にして網羅できる形で、
2:51:36	記載をしますので、
2:51:40	ここに関して、
2:51:42	ほんで荷重の組み合わせをそれぞれの
2:51:47	評価部位に対しての
2:51:51	そのうちですね許容限界つていうところは網羅できていると。
2:51:57	いうふうに思っております。
2:52:20	規制庁タケダです。386 ページの表に記載されているのは、それぞれの材料の共同に限定している記載ですよ。
2:52:35	日本原燃吸収する、はい。おっしゃる通りです。
2:52:44	日本原燃機器ですと引抜を新規つていうところ。
2:52:53	機器からの
2:52:55	次の話という意味では確かに今表現できておりませんので、借りてない部分について、記載の見直しを検討させていただきます。以上です。
2:53:12	はい、規制庁の武田です。はい、わかりました。お願いいたします。
2:53:17	その他、規制庁側から確認事項ございますでしょうか。
2:53:27	別紙 4 の中でよろしいでしょうか。
2:53:30	はい。それでしたら、別紙 4-7 の修正方針につきまして説明をお願いいたします。

2:53:42	日本原燃菊地です。
2:53:45	Co-7につまましてはまず
2:53:48	取得については、先行炉の実績を踏まえたところっていうところと、あとは備考に対してちゃんと考え方を述べると。
2:53:58	いうところ。
2:54:00	中心にやりますのと、あとは小さい今回の申請対象が該当するところについては、きちんとそこが表現できるように記載するというので、修正させていただきます。以上です。
2:54:18	規制庁の武田です。はい、ありがとうございます。
2:54:22	はい。それでは本日事実確認する資料は以上になりますが、規制庁が起こら全体通して何かありますでしょうか。
2:54:45	規制庁津金です。基本方針なんですけれども、何か全体的にちょっと実用炉と比べて記載が少し不足してるんじゃないかと思われる点が結構あるのとですね、
2:54:59	1000という申請対象の設備っていうのを含む網羅的にちゃんと抽出できるのかっていうところがちょっと心配になってまして、DBのほうでそれがなされた上で耐震のほうでもそれを反映するっていう形になると思うんですけれども、これ
2:55:13	Dピットのほうの設備の抽出が変わるとこっちも変わっちゃうって、また内容を修正する必要が出てくるんですけどもその辺り連携はどのようにとられてるでしょうか。
2:55:34	地表面の除熱この今現状としてはですね、今準備している共通シリーズの別紙に関係の資料ですね、基本方針から設備抽出して今やってる色塗りなんかを図面からですね、設備の抽出状況、それが漏れ抜けがないかという確認は各条文ごとに今随時
2:55:54	1ます。その中で耐震関係の設備へのフィードバックというのがもしあればですね、そちらにフィードバックしていくという形で今の各条文等の選定を担当するチームとですねすり合わせなんかを実施しているような状況です。
2:56:08	日本原燃期中数を今フジノのほうから説明ありましたように決し入っていうところと後は別紙9っていうところでその設備とのひもづけっていうものを、今社内で情報共有しながら進めておりますのでと別紙2のほうで、
2:56:28	共通00ですね、この別紙2のほうでそこがお示しできるというふうに考えております。
2:56:35	そこに
2:56:37	そこをもとにして重要度分類の方法の確認を行っております。以上です。

2:56:45	規制庁ツガネです気分によられて、こういうふう理解しましたので、仮にフィードバックがかかるとしたらその人急に対応していただいて、漏れがないように、
2:56:57	基本方針つくっていただきたいと思います。以上です。
2:57:09	規制庁の武田です。
2:57:12	ですね、やはりちょっと本日の資料以上かと思えますみたいなことを述べてしまったんですけど、地震 0002 のほうもですね、提出されていると思うんですけど、こちらはどうでしょうか。
2:57:44	日本原燃の阿保でございます。こちらの 02 に関しましてはこちらの方から追加で説明する事項はございませんけれども何かお気づきの点等ございましたらご指摘いただければと思います。
2:58:19	規制庁の武田です。ですね。
2:58:24	規制庁側カラー
2:58:27	はですね基本的に、(2)はゼロ 1 のほうを、
2:58:31	メインでやっております、あんまり 02 のほうまで見切れていないというのが正直なところでございます。
2:58:42	ですので、できればこの 01 で指摘した内容で 02 にフィードバックをすることでいいのかなと思っておりますので、その辺を対応いただきたいということと、
2:58:57	あとは 01 と 02 で、
2:59:00	ちょっと記載の程度に相違があったりとかってというのがすると思うので、多分それは下のほうでも認識はあると思うんですけど、
2:59:09	その辺を対応いただくということでもよろしいですか。
2:59:15	はい、日本原燃の阿保でございます。今月採取量の 01 のほうでいただいたコメント、こちら MOX 側の 02 のほうに反映できる場所も反映するということと、
2:59:27	あと記載程度につきましても入って再処理側と合わせるように今後、引き続き修正をさせていただきます。
2:59:40	はい、規制庁の武田です。わかりました。では、とりあえずその対応をお願いいたします。
2:59:48	では最後にちょっとスケジュールの高等とかもう、
2:59:53	認識合わせたりだとかできればいいなと思っているんですけども、
2:59:59	本日指摘をしまして、指摘をいくつか
3:00:04	お伝えしまして今週の金曜日の午前中にもまたヒアリングで、
3:00:10	指摘とか出す予定ではあります。

3:00:16	えーっとそれにもよるのかもしれないんですけど、8月の10日にまたベース
3:00:24	地震00シリーズ。
3:00:27	地盤モデルんですかね。この辺が10日に出てくるというのはこれとあえず予定通りということでよろしいですか。
3:00:36	日本原燃サガワです。ちょっと中身に細かい中身に入る前に1点だけ補足させてください。今の先ほど新規今の中の話の中でタケダさんおっしゃってありました東海に出てくるのかってところの話に絡む話かなと。
3:00:51	で、まず二つ補足させてください。1点目として昨日提出しました耐震切れん19. 設備の耐震計算書の作成というものは昨日提出しておりますと、この資料について、別紙の部分なんですけども、そこに
3:01:07	ちょっと社内の作成もポイントっていうのを書いたものをちょっと出してしまっていましたのでそこについては本日差し替えさせていただきますというところで提出いたします。中身については変わりませんというのがまず1点ですね2点目としまして、
3:01:25	おろせの資料も機能をお出ししまして10日にヒアリングの予定組ませていただいております耐震建物01って言い切れる資料になってございます。これにつきましては、時も出しガシしましたので、先ほどのモリノさんから指摘ありましたダクトの次回の説明っていうところについては、
3:01:43	もちろん期待していませんが、今後修正して出すときに、そこは反映させて修正しますと、今後といった理由としましてはこの01なんですけども、今建物側とこれ切れが共通で作ってますけれども、建物はコメント反映っていうのは、今の直下の話があるのでもう少し先に直しますということで、
3:02:02	再度出し直すってことを書かせていただいた上で出していると。なのでその時にはダクトの話も修正しますというところでやらせてくださいっていうのは、補足になります。以上です。
3:02:22	規制庁の武田です。
3:02:25	起電19は、昨日提出されたやつが今日差し替えが届くということですね。
3:02:32	はいその通りです。
3:02:39	はい、わかりました。
3:02:43	対応するんですけど、ちょっともうホームページに上げる手続きとかやっていますところもありますので、ちょっと最近づきのものがマスキングミスがあったところの差し替えとかがあったりとか、しているので資料お送りいただく際はちょっと注意をするようにお願いします。
3:03:04	はい、米沢です。了解いたしました。

3:03:17	規制庁の武田です。
3:03:19	要は
3:03:23	建物関係とかになるんですけど、介護に向けたスケジュールとかまだ金曜日とかに話すほうがよろしいですか。
3:03:36	日本原燃 62 歳金曜日にはお願いいたします。
3:03:41	規制庁の武田です。ここにも下ではまたそのときをお願いいたします。
3:04:10	規制庁の武田です。それでは規制庁側からその他ございますでしょうか。
3:04:17	はい。日本原燃の方から何かございますか。
3:04:23	日本原燃の渚野です。日本原燃側は特にございません。
3:04:28	規制庁の武田です。はい、わかりました。それでは本日のヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。朝まで示唆ありがとうございました。